

## 令和4年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年9月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年9月6日 午前9時宣告

開 議 令和4年9月6日 午前9時宣告（第5日）

|      |     |       |     |       |     |       |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 応招議員 | 1番  | 齋藤 光  | 2番  | 岡林 哲司 | 3番  | 山本 和輝 |
|      | 4番  | 田村 幸生 | 5番  | 橋元 陽一 | 6番  | 宮崎知恵子 |
|      | 7番  | 西森 勝仁 | 8番  | 下川 芳樹 | 9番  | 坂本 玲子 |
|      | 10番 | 森 正彦  | 11番 | 松浦 隆起 | 12番 | 岡村 統正 |
|      | 13番 | 永田 耕朗 | 14番 | 藤原 健祐 |     |       |

不応招議員 な し

|      |     |       |     |       |     |       |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 出席議員 | 1番  | 齋藤 光  | 2番  | 岡林 哲司 | 4番  | 田村 幸生 |
|      | 5番  | 橋元 陽一 | 6番  | 宮崎知恵子 | 7番  | 西森 勝仁 |
|      | 8番  | 下川 芳樹 | 9番  | 坂本 玲子 | 10番 | 森 正彦  |
|      | 11番 | 松浦 隆起 | 12番 | 岡村 統正 | 13番 | 永田 耕朗 |
|      | 14番 | 藤原 健祐 |     |       |     |       |

欠席議員 3番 山本 和輝

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 片岡 雄司 | 町 民 課 長   | 山本 壽史 |
| 副 町 長     | 田村 正和 | 病院事務局長    | 池内 智保 |
| 教 育 長     | 濱田 陽治 | 健康福祉課長    | 岡崎 省治 |
| 会 計 課 長   | 梶原枝理子 | 教 育 次 長   | 廣田 春秋 |
| 総 務 課 長   | 片岡 和子 | 産業振興課長    | 下八川久夫 |
| まちづくり推進課長 | 岡田 秀和 | 建 設 課 長   | 藤本 雅徳 |
| 税 務 課 長   | 真辺 美紀 | 農業委員会事務局長 | 吉野 広昭 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 町長提出議案の題目 | 別紙のとおり               |
| 議員提出議案の題目 | な し                  |
| 議 事 日 程   | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 |

令和4年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年9月6日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問



議長（西森勝仁君）

おはようございます。

定刻です。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、山本議員から欠席の届けが出ております。

本日の日程はお手元に配付の通りです。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1 番、斎藤光君の発言を許します。

1 番（斎藤光君）

おはようございます。1 番、斎藤光です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目ですが、自治体 D X についての質問をさせていただきます。

今後、住民の利便性向上や業務の効率化をしていくためには、デジタルの力を活用していくしか方法はありません。職員一人一人の負担軽減のためにも、仕事を抱えすぎて起きるミスを少なくしていくためにもデジタル化は求められています。

機械にやってもらえる部分は、効率よく機械にやってもらう。人は人にしかできない住民に寄り添った仕事をする。これが理想の自治体 D X だと私は思っております。そして、この自治体 D X は全庁横断的に進めていく必要があり、役場内の体制づくりという点が非常に重要になってきます。

3 月定例会のときも、自治体 D X について質問をさせていただきましたが、そのときは、自治体 D X を推進するには組織的な体制づくりが急務であると御答弁をいただいておりますが、現状、佐川町の体制づくりはどうなっているのでしょうか、進捗状況を教えてください。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

それでは斎藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、先ほど議員さんもおっしゃっていただきましたけれども、3 月定例会におきまして、自治体 D X についてというテーマで、御質問をいただきました。

D X の推進に当たりましては、D X 推進への認識の共有、それか

ら全庁的な推進体制の構築、情報政策に携わる職員の専任配置、デジタル人材の育成が必要である旨、お答えをさせていただいたところで、齋藤議員さんからも、おおむね考え方が共有できており、安心しているとお言葉も頂戴したところでございます。

さて、御質問のその後の状況でございますが、皆さんも御承知の通り、4月の人事異動に合わせまして、機構改革を実施いたしました。この機構改革によりまして、これまで他の業務と兼務となっておりました、いわゆる電算担当業務に加えまして、自治体DX推進を初めとする、情報政策全般に対処するため、総務課内に新たに情報政策係を設置し、現在、担当職員1名を配置しているところでございます。

4月以降のDX関連で申し上げますと、各課担当職員の協力のもと、令和7年度に実施を予定しております自治体情報システムの標準化、共通化に向け、システムのベンダーも交えて課題の洗い出し整理に取り組んでいるところです。

また、マイナポータルを通じました申請手続きのオンライン化に向けた取り組みも進めておりまして、こちらのほうにつきましては、まずは、来年度より子育てや介護関連の26手続きについての実施を予定しているところです。これは、議員さんも御存知の通り、自治体DX推進計画の中で、重点取り組み事項に位置付けをされているところであります。

その他の取り組み事項につきましても、順次取り組むこととしております。しかしながら、全庁的なDX推進への認識の共有化、体制づくりという点につきましては、先日の臨時会で関連議案の議決をいただいたところであります、次期ネットワーク構築業務や、また、総合行政システム用機器更新業務などの業務を優先的に進めていることなどから、現時点におきましては、積極的な取り組みができていない状況があります。

今後につきましては、庁議等を通じまして、自治体DX推進に係る認識の共有化のほうを図りまして、情報政策係と各課局が連携して取り組める体制づくりにつなげてまいりたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

#### 1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。組織づくりが一步前進し、進んでいることは非常にうれしく思います。

しかしながら、現状１人だけの係で全庁的な推進体制をつくっていくのは、少し難しいのではないかと思います。今後、係の人員を増やすなど、体制強化の予定は今決まっていますでしょうか。もし予定があるのであればいつごろを予定しているのか教えていただけますか。

総務課長（片岡和子君）

はい。御質問にお答えをさせていただきます。

議員さんの御指摘の通り、担当職員１名で十分であるとは考えておりませんが、今回は、全体的な職員の人員配置を考慮しまして、本年度は１名の配置とさせていただきます。また、来年度以降につきましても、朝ドラに合わせました観光振興や、道の駅の開業、新文化拠点の建設など大型事業が控えているところです。

こうしたことも考慮をしながら、適正な人員配置を図っていく必要があるところではございますが、そのような状況ではございますが、専門的知識のある、外部人材の活用も含めまして、情報政策係の増員、充実も検討していく必要があると担当課長としては考えておりますので、来年度の配置に向けて、また、相談を、役場内で相談をしていきたいと考えております。

１番（齋藤光君）

御回答ありがとうございます。ぜひ前向きに動いていってほしいと思います。よろしくお願いします。

そして次に、佐川町におけるデジタル人材確保の件についてお聞きいたします。

これもまた３月定例会の時点で、デジタル人材の育成は重要であると御答弁をいただいておりますが、その後、何か研修であるとか、人材育成についての具体案について、検討は進んでいますでしょうか。もし進んでいるのであれば、進捗状況を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

御質問のほうにお答えをさせていただきます。

３月定例会でも御答弁させていただきました通り、自治体ＤＸ推進を初めといたします情報政策の推進に当たりましては、デジタル人材の育成は重要であると考えているところでございます。

これまでも総務課は職員を対象といたしました情報セキュリティ講習、こちらのほうを数年前より実施をしてきております。

この講習を通じまして、セキュリティーに係るリテラシーの向上に努めてまいりました。

今後はこれに加えて、職員全体のＩＴリテラシーの向上とか情報政策担当におきましては、ある程度、デジタル技術に関する知識、技能経験等が必要になってくるのではないかと考えているところです。

今のところですけれども、職員全体に向けた研修実施の具体的な計画はございませんけれども、今年度は情報政策係、担当の方におきまして、地方公共団体情報システム機構Ｊ－ＢＩＳですね、そちらの方が実施をしております、情報職員、ごめんなさい。情報担当職員等を対象といたしましたオンライン研修、それから自治体情報化推進に関するイベントなどへ積極的に参加をいたしまして、これにより増した知見を、今後の職員全体のデジタル人材育成へつなげてまいりたいと考えているところでございます。

#### １ 番（齋藤光君）

ありがとうございます。ぜひ積極的に研修などを行って基礎的なレベルを上げていってほしいなと思います。

先ほどＪ－ＢＩＳの研修がちょっと出ましたけれども、私も少し調べさせてもらいました。結構基礎的なレベルからステップアップできそうだなという内容で、確実にレベル上がるんじゃないかなと感じましたが、ＩＴ関係に全く興味がない職員には結構苦痛なんじゃないかなというレベルもありましたので、ぜひ段階的に、進めていっていただきたいのはあるんですけれども、先に抵抗感が出ないように、慎重に進めていってほしいなと思います。

本当に基礎的なレベルから入っていただければ、推進にもつながると思いますので、研修内容の検討など、よく検討していただきたいと思います。

次に、光回線などの通信インフラの質問ですけれども、佐川町では以前、一部の地域で光回線が繋がらないエリアがあったと思いますけれども、改めて今現状どうなる、どうなっているのか、確認させてください。それに合わせて、５Ｇなどの次世代通信インフラについて、佐川町はいつ実装されるかなどの情報が入っているのか、もし入っていたら教えていただきたいのと、佐川町としての５Ｇの考え方というか、５Ｇに対しての考え方がもしあれば教えてください。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

まず最初に、町内の一部で光回線が繋がらないエリアがあったけれども現状はどうなっているかという御質問につきましては、これまで黒岩地区の一部を初めまして、町内いくつかの地域において、事業採算性が低いことから、光回線事業者によります、光ファイバーの整備が見送られてきておりましたが、現在では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらのほうを活用させていただきまして、国の補助金に加えて、町が回線事業者に光ファイバー整備及び整備に伴う運用経費を補助することで、これまでご不便をおかけをしておりました当該地域にお住まいの方におきまして、光回線の利用が可能となっておるところでございます。

先だって開催されました地区懇談会の中でも、喜んでいただける住民の方の声を頂戴しておりますので、本当によかったなと感じているところです。

続きまして、5G、次世代通信インフラについてなんですけれども、一般的に5Gと呼ばれております第5世代移動通信システム、こちらのほうはもう議員さんも御承知されてると思うんですが、超高速大容量、それから低遅延、多数同時接続、そういった特性を持っておるところですが、自動運転であったりとか、遠隔医療など、生活や産業構造を一変される技術として期待されておまして、今後の経済社会や国民生活の重要なインフラと位置付けをされているところかと思えます。そしてその整備につきましては、一昨年3月から携帯大手3社が商用サービスを開始され、開始し、順次、基地局の整備を進めているところでございます。

こうした中、昨年12月に総務省は、デジタル田園都市国家構想の早期実現を目指しまして、3社に5G基地局整備の加速化を要請をしておまして、それを受け、事業者におきまして、整備の加速化を進めています。しかしながら、その整備状況につきましては、各事業者から特段の情報提供は町のほうにはなく、本町におきましてその整備エリアを詳細に把握することは、困難であります。

本町といたしましても、できる限り早期に基地局の整備を進めていただき、常に整理が進んでエリアとの地域格差、あ、ごめんなさい、地域間格差の解消を期待するところではございます。

これが達成されることにより、5Gによる通信インフラを活用い

たしました、生活の利便性の向上や、新たな産業につながるきっかけになればと期待をしているところでございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。あと光回線のことなんですけれども、以前、移住希望者で、小奥地区に住むことを希望してる方が、光回線の関係で断念したという話がありましたけれども、小奥地区は現在通ってるんでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

小奥地区につきまして、どうなってるかっていう状況あれなんですけれども、電話回線がつながっている範囲のエリアについては、大丈夫っていうお話を伺っておりますので、電話が回線がつながっておれば、大丈夫ではなかろうかと思います。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

続いて、空き家バンクの更新状況についての質問をさせていただきます。

移住政策の中でも直接的に効果があると思っているのがこの空き家バンク制度です。以前にも質問させていただきましたが、その後物件数に動きがないように見えますが、現状はどうでしょうか。

人口減少対策、移住政策といっても、これをやったら人口増えるよねといった簡単なものではなくて、非常に複雑で、いろいろな要素が絡み合っていると思いますが、その中でも受け入れ体制をしっかり整えるというのが非常に重要だと感じています。

現在の空き家バンクの現状を教えてくださいませんか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。齋藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家バンクの登録件数につきましては、現在、5件というふうになっております。また、令和3年度中の実績といたしましては、1件の売買成立というふうになっております。

平成27年度以降、これまで50件の登録のほうがありまして、これまで売買や賃貸。また一部、空き家バンクの登録の取り下げなど、そういったこともあっております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

今後、空き家バンクに関して、物件数を増やしたり、成約の件数を増やしていく、対策としての、何か具体的な取り組みなどありましたら、今予定している取り組みを教えてください。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

その対策の前に現在、登録のほうが思うように伸びていない、こういった理由について、少し述べさせていただきたいんですが、現在、空き家バンクの登録これにつきまして高知県のほうもワーストワンということで、新聞報道もされておったところですが、これまでですね考えられる理由といたしましては、生まれ育った家を他人に貸したくない。こうした理由でありますとかやっぱり手放したくない。また、お盆やの正月に帰省された時に、帰ってくる家がなくなる。後々、家の中にですね、空き家となっておりますが荷物のほうがありまして、持ってく先がない。こういった理由などが考えられているところでございます。

現在町のほうでは、移住相談員、こちらが今不在という状況になっておりまして、現在、募集のほうを進めているところでございます。

こうした人材のほうを活用いたしまして、今後におきましては地域の空き家の調査に加えまして、持ち主の方がどのような考えを持っているのか、そういったことまで聞き取りながら、空き家バンク制度の周知のほうとあわせまして、物件の掘り起こしを行っていきたいというふうに考えております。

また、空き家を移住者に提供する場合には、住宅を改修いたします補助事業の方もございますので、こうした制度の周知、こうしたことに関しましてあわせまして、行うことで空き家バンクの登録のほうを推進していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。これからもちっと頑張ってもらいたいですけれども、集落活動センターとの連携や、他の自治体では、空き家所有者向けの空き家バンク制度の説明会を行うなどで、対策をとって効果を出している自治体もあるので、どうか検討して、実行までいていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次は、佐川町総合戦略についての質問ですが、これは佐川町まち・

ひと・しごと創生総合戦略の件です。

主に基本目標２番目と３番目に関わる部分についての質問です。それぞれ２番目、３番目に関わる部分で、現在行っている移住政策や人口減少対策に関わる事業内容を教えてください。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

まずこの佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、これ令和２年度から５カ年計画といたしまして、主に４つの基本目標を掲げまして各種事業に取り組んでいるところでございます。

まずその４つのですねうち、基本目標の一つとしましては、地産外商を中心に、魅力のある仕事をつくる。

２つ目といたしましてふるさと愛を醸成するとともに、新しい人の流れをつくる。

３つ目といたしまして若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる。

４つ目といたしまして小さな拠点を中心としての地域の暮らしを守るというところになっております。

御質問のありましたその２つ目と３つ目ですが、まず基本目標２のふるさと醸成するとともに新しい人の流れをつくるという部分の具体的な取り組みといたしましては、まずは１つ目に佐川町を知らない人にも、佐川のよさを知ってもらい、佐川ファン、関係人口をふやし、Ｉターン、Ｕターン等につなげられるよう、ＳＮＳを活用した、まず情報発信のほうを行っております。これはフェイスブック、インスタグラム、ＹｏｕＴｕｂｅ等を活用しております。

次に、県と連携しての、都市圏での移住相談会、移住促進イベントでのＰＲということで、令和３年度につきましては、高知暮らしフェア、移住フェアってやつですが、これを行っております。また仁淀川流域の移住相談会、こうしたことで昨年度は移住相談件数の実績といたしまして、１００件の相談がっております。

次に、移住者の受け入れ体制の充実を図るため耐震改修補助と合わせた空き家改修補助を行っております。令和３年度の実績といたしましては、４件の住宅改修を行っております。

次に移住者の仕事づくり生きがいくつくりといたしまして地域おこし協力隊の雇用のほうを行っております。

令和3年度の実績といたしましては、自伐型林業、佐川発明ラボ、いちごの農家ということで、計10名の雇用のほうをしております。

次に、町内で育った子供たちが転出した場合でも、将来的にUターンを考えられるよう、ふるさと愛を醸成するためサカワークを中心とした学校でのふるさと教育の推進と、いうことを行っております。

それから、今年度から、UターンやIターンを検討できるように、町内に在住で就職している方を対象といたしまして、奨学金返済に対する支援、奨学金返還支援制度を実施しております。

次に目標基本目標3の若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるの具体的な取り組みといたしましては、独身男女の出会いのきっかけづくりや、結婚支援としまして、高知出会いサポートセンターのマッチングシステム、こちらのほうに入会登録する費用の補助のほう行っております。令和3年度は14名の登録を行っております。

次に子育てしながら働く家庭が、安心して働き続けられるよう、ファミリーサポートセンターの活用の促進しております。令和3年度、ファミサポの登録者数といたしましては131名。ファミリーサポートセンターの活動件数といたしましては、939件の実績となっております。

次に子育てしやすい環境づくりといたしまして5年度から、給食の無償化、こちらのほうを実施しております。

次に乳幼児から児童までが楽しみながら、心も体も成長できるよう、木育を含めた遊びと学びの場、またふるさと教育の場として、来年度の開館に向けまして、おもちゃ美術館の整備、こちらのほうも進めているところでございます。以上です。

#### 1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。情報発信のSNSの現状のフォロワー数であったり、そこら辺の進捗状況を教えていただきたいのと、移住フェアですね、コロナ関係があって難しいとは思いますが、次の予定等があれば、教えてください。

#### まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

まずSNSについてですが、これは移住施策に特化したもののSNSというのは現在ございません。で、そういったものもですね、

町のインスタ、SNSでありますとか、地域おこし協力隊のSNSでありますとか、こういったものを活用しながら進めているところでございます。

まず佐川町のフェイスブック、こちらのフォロワー数につきましては、7月現在ですが、1,439名。それから、インスタグラムのフォロワー数につきましては、1,647件。YouTubeにつきましては、167件というふうになっております。それと地域おこし協力隊のほうが行っておりますインスタグラムにつきましては、1,489件というふうになっております。

このSNSの他ですね、町といたしましては、町のホームページ、こちらのですねトップ画面のほうに、移住定住のバナーのほう付けておりまして、こちらから移住関連の情報につながるというようなところで情報発信のほうを行っているところでございます。

それからもう一つ御質問ありました移住フェア、こちらの件につきましては、本年度も6月に東京、大阪のほうで実施をしております。現在のところですね、今予定通りですね、12月のほうにも実施されるということで進んでいるというふうに認識をしております。以上でございます。

#### 1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

このままちょっと移住政策についても、流れで聞かせていただきたいと思いますけれども、今後、大きな枠での移住政策の見通しでどうなっているのかというところを聞きたいと思います。ここは最後に町長にお聞きしたいと思います。

今まで具体的な事業についてお聞きしてきましたが、片岡町長が佐川町として移住人口拡大に今後より一層力を入れていく気持ちはあるのでしょうか。

移住者の中には、片岡町長は、移住政策にあまり乗り気ではないのではないかどうか考えてるんだろうかと不安の声も自分には届いてきております。そういう方たちを安心させるためにもちょっと、片岡町長、力強いお言葉をよろしくお願いします。

#### 町長（片岡雄司君）

おはようございます。齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

不安に思われてると初めて聞きました。本当に、申し訳ないと思

っております。

齋藤議員のおっしゃる通り、移住対策につきましてはですね、先ほどまちづくり推進課長のほうからるる御答弁をさせていただきましたが、佐川町としましても、今後におきまして、各分野での地域おこし協力隊の募集、そして都市部で開催される移住相談会や移住体験イベントツアーを開催するなど、佐川町をですね全国的に発信してですね、情報発信に努めるとともにですね、移住対策に取り組んでいきたいと考えております。

今後においても、乗り気ではないような捉え方をされないようにですね積極的に取り組んでいってやっぱり人口減少対策ということで、佐川町の課題でもありますので、そういった意味で、IターンUターンを含めていろんな方々に佐川町に興味を持っていただいて、佐川町を好きになっていただいて、佐川町に住んでいただくような施策は、しっかりと努めていきたいと考えております。

また齋藤議員におかれましてもそういったアイディアがあればですね、私のほうにでも、まちづくり推進課のほうにも、提案をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 1 番（齋藤光君）

ありがとうございました。片岡町長から力強いお言葉をいただいたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次にぐるぐるバスについての質問させていただきたいと思います。

今まで多くの議員が質問してきたと思いますので、繰り返しの部分にもなるかと思いますがよろしく願いいたします。

ぐるぐるバスの利用者数ですが、今回の行政報告でも記載があったように、1 便当たりの利用者数は平均 2.33 人、前年度実績と比べて 0.2 人増とのことでしたが、率直な感想として利用人数が少ない状況は変わってないのかなという印象を受けました。1 便当たりの平均乗車人数が 2 人というのは、多いのか少ないのかといえは少ないなと思います。自分もぐるぐるバスが走ってるのを見かけたら人が乗ってるのか毎回確認しますが人が乗ってるほうが珍しいなと感じております。利用者数が少ない状況は、行政報告でも出ていることなので執行部も理解されてると思います。

そこで今までの実績や課題を踏まえて今後の運行計画はどうなっているのか、どう考えているのか。より利用しやすい公共交通にするような、する案はどう考えてるのか少し広範囲ですが、お聞かせ

ください。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

平成 28 年 3 月に作成をいたしました、佐川町地域公共交通網形成計画では、佐川に暮らす人々が将来の不安などを感じることなく、日常生活に幸せを感じながら過ごすことができるまちと、こういったことを目指すべき将来像として計画を策定しておりました。

で、今年度、作成をしているのは、ちょうど更新の時期に来ておりますので、今年度作成をしております佐川町地域公共交通計画につきましても、引き続きですねこうした目標を目指すべき将来像として、整備のほう取り組みを進めて行っているところでございます。

町内のどこからでも必要な場所に移動できる公共交通ネットワークを形成するため、現在状況を改めて整理しながらですね、社会状況の変化や制度、法制度、制度の改正等も整合させながら、将来を見据えた計画となるよう、現在整備のほう、策定のほう進めているところでございます。

具体的な内容といたしましては、現状の整理、それから、住民ニーズアンケート調査、学校アンケート調査、地区別意見交換会、関係機関との協議、既存路線再編の取り組み、また佐川町地域公共交通会議の実施と、これから得られます、これらの結果から得られます結果を取りまとめながらですね住民の生活サポートができ、本町の実態に合うような、佐川町地域公共交通計画として策定をしたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

住民アンケート調査、意向調査の件なんですけれども、私のところにもアンケートの封筒が来てまして、昨日ちょっとあけさしてもらったんですけれども、ああいうアンケートっていうのは以前にも行われてたんでしょうか今回は初めてなのか、ちょっと教えていただきたいなと。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

28 年のことでありますが、すいません、そこもアンケート調査を実施したというふうに聞いております。すいません。過去のことで申し訳ないです。はい。

1 番（齋藤光君）

では平成 28 年度から、再度アンケート調査を今回取るという形で間違いないですかね。

ありがとうございます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。アンケート調査のほうにつきましては、今回、それ以来ということで、自治区の懇談会にありますますがそういった聞き取りのほうにつきましては、毎年行っているところでございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

加えて、1 年間ぐるぐるバスを走らせるためにかかる経費はいくらぐらいかかるのかちょっと教えてください。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。

令和 3 年度の実績といたしましてですが、これは令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月までの 1 年間というふうになりますが、まず経費にかかる部分ですが、ぐるぐるバスの運行のほうを委託しておりますタクシー事業者、3 社、こちらへの委託料が 2,104 万 3,962 円。このほか、車検手数料でありますとか修繕費など合わせまして合計 2,231 万 7,700 円というふうになっております。

次は歳入のほうなんです、こちらにつきましては、国の補助金といたしまして、人口に 120 円をかけましてこれに毎年変動します一定の額が加算されたもの、これが補助金として入ってくるわけですがこれが 717 万 3 千円と。このほか、運賃収入といたしまして 100 万 3,750 円。このほか、予算ベースで歳出から歳入差し引いた額の 8 割が、特別交付税として措置されますので、これが 1,253 万 7 千円となりまして、歳入の合計が 2,071 万 3,750 円というふうになっております。

よりまして、令和 3 年度の佐川町の負担分といたしましては、160 万 3,950 円というふうになっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

次にデマンド式バス運行についてお聞きいたします。

これは松浦議員、坂本議員も提案していましたが、本当の意味でも、本当の意味で、交通弱者の移動支援をするのであればデマンド

式のバス運行が向いていると私も考えております。

そこで、デマンド式運行について、現状メリットやデメリットを考えられる部分を教えていただけますか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

デマンド方式のメリットといたしましては、利用者の方は道路状況にもよりますが、自宅近くで乗降できることや、移動の自由度が高まること、また運行事業者におきましては、ガソリン代など経費の節減や、デマンドの予約が入ってない時には、タクシーとして車両を活用するなど、こうしたメリットがあるのではないかというふうに考えております。

デメリットといたしましては、利用者の方は予約の状況に応じた運行となるため、同じ時間帯の便でありましても、乗る人によってですね、日によっては経路の時間が異なることや、あとは予約という、一つの作業が必要になること。また、運行事業者につきましては、予約の取りまとめをいたしますオペレーションセンターの運営、これは時間帯によっては多くの利用者が見込まれる場合には、本来のタクシー事業の運行が困難だというふうなことがあるのではないかと思います。

このほかにも、大なり小なり考えられますメリットデメリットはあると思いますが、デマンド方式につきましては、フルデマンド方式。これあの、あと、時間帯や方面を決めまして運行する方式。また、受け皿となつていただきます事業者の規模、地域のこうした地域の実情に合わせた運行形態をとる必要があるのではないかというふうに思っておりますので、すべて今述べさせていただいたメリットデメリットが、佐川町にすべて当てはまるということではない状況でございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

デマンド方式の予約、ちょっと不便だというのは確かにそうだなと感じますけれども、デマンド式の考えの中でも、先ほどおっしゃったように、フルデマンド式と、デマンド式の中でもグラデーションがあるので、佐川町に最適な計画を、今回前向きに検討していただきたいなと思っております。ぐるぐるバスについては、以上で質問を終わりたいと思います。

続いて学校の児童数についてお聞きします。

少子高齢化は、日本全国、大体どこでも起きてる問題で、佐川町でも課題となっております。

佐川町の地域を回る中でも、昔はたくさん子供がいたけれど少なくなっただねという声も多く聞きます。

私はいわゆる昔の佐川町を実際に見てきたわけではありませんので、データとして、佐川町の児童数の低下がどのように進んできたのか、そして今後、佐川町全体の児童数の推計など将来を予測したデータがもしあれば、教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

齋藤議員の御質問にお答えいたします。

どの時点からというのがありますが、戦後すぐのベビーブームの時期ですね、聞いた話によると、尾川中学校でも学年3クラス程度あったと、というような話を聞いております。

これからのですね、子供さんの数がどうなっていくのかというのは、5月1日時点でゼロ歳から6歳までの児童数を把握しております。これによってですね6年後ぐらいまでの児童数の予測をしております。具体的に言うとですね、佐川小学校が現在315、斗賀野小学校が146、尾川小学校が27、黒岩小学校が40ですけれども、佐川小と斗賀野小の数についてはさほど大きく変動するという見込みはありません。ところが尾川小と黒岩小についてはですね、ゼロ歳からの今の子供さんの数が、順番に申し上げますけれども、尾川小でゼロ、4、2、1、2、ゼロ、2と。黒岩小学校でゼロ歳から2、ゼロ、3、3、3、2、6とこういきます。

これでですね、さらに学校では保育所とか地元の状況を聞き取りましてですね、より実態に近い児童数の予測をしております、現在、令和4年です。で令和5年になるとですね、尾川小学校の児童数は23名おって、6年、7年、8年、9年といきますけれども、19人、17人、15人、17人と、こう推移します。

黒岩小学校が、令和4年で40名の児童数ですが、令和5年から41、36、28、19、16と、このように推測しております。あ、予測をしております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

特に、黒岩、尾川などの小規模校の児童数低下がかなり厳しい状

況だなと感じましたけれども、この児童数低下に対して、今までの取り組みやこれから考えている取り組みがあれば教えてください。  
よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

これはですね、特色化を図って児童数をふやすということはしておるわけです。この尾川小中学校と黒岩小学校につきましては小規模校の特性を生かして、個に応じたきめ細かな指導、支援ができるように、教員配置の際に配慮したり、特別支援教育支援員を配置するなど教育環境の整備に努めております。

尾川小中学校は平成 23 年に、P T A から小中一貫教育を実施してほしいという要望がありまして、翌 24 年度から小中一貫教育に対する教員の加配 1 名を加え、校長以下、小中学校教職員を小中学校で兼務としまして、9 年間を見通した教育を展開して、異年齢のかかわりの中で、コミュニケーション力などの社会性や、子供たちの自尊感情を初めとする、非認知能力の育成に努めております。

また平成 26 年当時から、タブレット端末の活用やプログラミング教育、ふるさと教育など、現在、佐川未来学として全町で展開しております先進的な手法を導入し、その有効性を確かめてまいりました。さらに地域ぐるみで子供たちの教育に取り組む体制を充実させるため、コミュニティースクールを目指して、平成 26 年度から、地域と協働する組織である学校運営協議会や、地域学校協働本部、こういった組織を導入するなどして教育振興に努めてまいりました。その結果不登校問題の解消や学力向上に成果を上げております。

黒岩小学校も令和 3 年度から、コミュニティースクールとなり、保護者地域との協働のもと、特色のある学校づくりを進めております。特に I C T 活用力の育成に熱心で、プログラミングによる作品づくりなど先進的な教育に取り組んでおります。

また、ふるさと学習にも熱心で、今年は黒岩城の学習に取り組んでおります。これらの取り組みの成果で、結果、子供の学ぶ意欲と探求する心を育てて、学力向上や不登校の予防などの成果を上げております。

両校とも少子化の影響が著しく、児童数の減少が続いておりますが、小規模校での個別最適な指導によるきめ細かな指導、支援を求める子供たちにこたえることができるよう、佐川未来学の取り組み

を中心に、特色化を進めるよう、行政としても支援してまいります。  
以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。私も小規模校のメリットを生かして、個別最適な教育というのは、非常にメリットが大きいと思いますので、ぜひその特色化を図って、その特色を、情報発信して、必要な人に届けて欲しいなと思います。

仮に、このまま児童数が減っていったとして、学校が存続ができなくなる児童数のラインなどが、定められた基準などがあるのでしょうか。もしあれば教えてください。

教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。

学校の存続についてということですが、学校の設置、廃止はですね、自治体の権限所掌になりますので、これを下がると、国のルールとして置けませんということはないんですけども、一応標準が示されております。

学校教育法施行規則第 41 条、これ小学校ですが、それを中学校にも準用するというので、小中学校での学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とすると。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りではないと規定されておまして、再度申し上げますがあくまでも標準でして、実際は設置者である市町村の裁量とこうなっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

自治体に権限があり、しかし標準があるという御回答でしたけれども、関連性、黒岩中学校は現在休校となっておりますけれども、これはこういった経緯で休校となって、現状は今どうなってるのかっていうのは把握してますでしょうか。教えてください。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

黒岩中学校は、平成 29 年度に生徒数の急激な減少を受けまして、この時にですね、平成 28 年度は 22 名だったのが、29 年度になると 13 名になると、平成 30 年の入学生が 1 名になるという可能性が大きいという状態があったというふうに聞いております。

黒岩小学校 P T A が実施いたしました中学校統合問題に係るアン

ケート調査の結果を踏まえ、8月から9月にかけて、黒岩地区の保育所、小学校中学校の保護者や、地域の皆様と意見交換を実施し、黒岩中学校のあり方を検討しました。

その後、9月20日に黒岩地区の町議会議員、自治会長、民生児童委員、黒岩いきいき応援隊の皆様と意見交換をしましたところ、学校を統合することに対し、賛否両論ありましたが、教育委員会の判断にゆだねるという意見が大勢を占めました。このような経緯を踏まえて、教育委員会で総合的に検討した結果、平成30年4月1日をもって休校とし、佐川中学校に統合しております。

ですから現在の状態は休校ということです。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

現在休校ということですが今後どうなっていくか、わかりますか。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

はい。これはですね、地元のご要望があつてですね、黒岩中学校をぜひ再開してもらいたいということになればこれまた再開をされるということです。休校でございます。

1 番（齋藤光君）

地元の要望を受けつけるような何か調査というか意向調査を行っているということでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。調査はいたしておりますのですが、仮にですね、そういう例がありますが、お1人でもですね、黒岩中学校へ通いたいと言われましてですね、教員を配置しなくてはならなくなると、ならなくなつて表現おかしいですね、ということを検討することになると、いうことがあります。以上です。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前9時58分

再開 午前9時59分

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えを追加いたします。

ある一定の規模になってですね、教育効果という点での見通しも

つきませんとですね、なかなか委員会としても難しいところかとは思いますが。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

やはり課題は多いと思いますけれども、考え続けて対策をとっていかないといけないなと感じております。現状維持ではちょっと難しいところまでできているのは、そのデータから見ても明らかかなと思いますので、大変な状況なんですけれどもできることはまだあると思いますので、課題に向き合っていていただきたいなと、一緒に向き合いたいなと思いますよろしくお願いいたします。

最後に地区懇談会についての質問です。

行政報告にも書いてありましたけれども、7月に、今年7月に町内5地区を回って地区懇談会を行いました。私も佐川地区と加茂地区の地区懇談会に参加させていただきました。

しかし、結果的に住民の参加は少なかったように思います。具体的に私が把握している人数だと、開催順で、斗賀野地区7名、尾川地区5名、佐川地区8名、黒岩地区17名、加茂地区17名といった結果でした。全部合計しても54名。それに私たち議員や関係者の人数もこの54人の中に入っています。

町長にお聞きいたします。そもそもこの地区懇談会の目的とは何だったのでしょうか。そして今回、地区懇談会はその目的を果たせたのでしょうか。教えてください。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

御質問にお答えをさせていただきます。

地区懇談会の開催につきましては、平成26年度に行ってから8年ぶりの開催となりました。

地区懇談会では、各課局が実施しております大型事業の概要の説明、また進捗状況など、そして日ごろの暮らしや生活の中で、住民の皆さんが感じている地域でのいろいろな困りごと、課題、要望等について直接住民の皆さんから生の声をお聞きしたいとの思いで、思いと一緒に解決に向けて考えていくことができたらしめ思いから開催をさせていただきました。

私は就任させていただけたら、住民の皆さんの御要望に対ししっかりと声を聞かせていただき可能な限りお答えをさせていただきたいとの思いがありました。これからも、そういった声を聞かせ

ていただくために、地区懇談会を引き続き開催することとしております。

今回、成果があったかということに対しましては、少ない参加でございましたが、参加された方からはいろいろな御意見、御要望をいただきましたので、一定の成果が出て、出たのではないかと考えております。以上です。

#### 1 番（齋藤光君）

少ない参加であったが、一定の要望を得て、一定の成果がえられた。確かにその通りだなと思いますけれども、少ない要望をいただいて、それでいいのかというところもありますし、情報の周知ですよ。周知の部分でも、広報の、広報に、ちょっとだけ載っていると。地区懇談会という文字も平成 26 年度から久しぶりの開催だったということなんですけれども久しぶりの開催であれば、なおさら地区懇談会という言葉で、地区懇談会ってそもそもなんだろうなという疑問が浮かぶと思います。

僕にもそういう声がありました。「地区懇談会って何なの」と。「誰が行っていいの」かと。「どういう会なのかわからない」という意見もありました。なので周知の点に関しては、問題があったと思いますけれども、そこは町長どうお考えでしょうか。

#### 町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

開催につきましては今回の広報、佐川町の広報、ちょっと小さく載っております。それと、申し訳ないと思っております。

佐川町の公式 L I N E、それから防災行政無線などによって行ってまいりました。

地区懇、地区懇談会といってですね 8 年ぶりの開催となりましたのでその内容がどういうものだったかということにつきましても、ちょっと記載ができなかったという反省をしております。

今回の周知方法は、今後ですね、周知方法のやり方とか時間の設定、ちょっと時間的にも早く、開催となったということも反省しております。

そして行政報告で申し上げさせていただきましたが地区懇談会については、少なくない御意見をいただいております。

今回、周知の方法を自治会で回覧していただきますとか広報に載せずにですね、新たに回覧の文書としてまわしていただく、そうす

ると、もう少し住民の皆さんに周知ができるのではないかとということも考えております。

そして開催の時間につきましても、仕事をされている方に、対しての配慮をしながらですね6時以降に開催したらということも考えております。

平日の夕方開催しましたので、仕事をされている方、市内の方に行かれてる方のなかなか帰ってくる時間も考えますと、土曜日とか日曜日に開催を、も、したらいいのではないかと、自分の反省点もありますので、今後におきましてはやっぱり多くの町民の皆様に参加をして、いろんな意見をいただきたいと思っております。

また、そういった、そういったことに対して今回の反省を生かしまして、次回開催する地区懇談会につきましては、改善をさせていただきまして、地区懇談会は継続していきたいと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

御回答ありがとうございます。地区懇談会の考え自体はすごい素晴らしい、いいものだと思いますので、改善策等を含めて、今後より一層いいものにして、続けていていただきたいなと思います。ありがとうございます。

これで私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、1 番、齋藤光君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時20分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6 番、宮崎知恵子君の発言を許します。

6 番（宮崎知恵子君）

6 番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、4つの質問をさせていただきます。

1 つ目は、高北病院の表彰と経営改革についてお伺いいたします。

先日、高北病院が、令和4年度、自治体立優良病院総合大臣表彰

を受賞いたしました。地域医療の確保に重要な役割を果たし、また、経営の健全化が確保されている病院として評価を受けられて、全国で4病院しか受けていない表彰を今回受けられました。このような、栄誉ある賞を受けたものが地元にあるということは、町としても大変誇らしいものだと感じております。

高北病院は、2010年より経営形態を見直し、地方公営企業法を全面適用したとのことです。それによって、公益企業として独立性が強化され、病院経営に必要な効率的で効果的な取り組みが可能となったとお伺いしております。

これは高北病院にとって大きな出来事であったと思います。

その高北病院の経営改革のために御尽力くださいました事務局長を初め、皆様に本当に感謝を申し上げます。経営改革について、さまざまな苦労があったと思います。誹謗中傷を受けたり、ノイローゼになりながら、取り組まれたことはお察しいたします。

ですが、改革をやりとげ、その上で今回引退される決意をされたとのことで、辛いこともいろいろありながら、見事に責任から逃れず、果たされたのだなあと感じております。経営効率化のために、さまざまな無駄を排し、反対の意見も受けながら、意思を持って貫かれた姿勢に大変感銘を受けております。

私は、この件について、町民も詳しく内容を知る必要があると考えております。

先日、坂本議員、橋元議員からも質問があり、繰り返しの答弁となると思いますが、端的にお答えいただいて構いませんので、まず1つ目の自治体立優良病院総務大臣表彰とは、どのような賞でしょうか、お伺いいたします。

病院事務局長（池内智保君）

御質問ありがとうございます。宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

自治体立優良病院総務大臣表彰は、自治体立の病院で地域医療の確保に重要な役割を果たしており、かつ、経営の健全性が確保されている病院を表彰するために、総務省が毎年実施しているものでございます。昭和61年度に設けられまして、今年度が36回目になります。表彰病院数は延べで164病院になっておることとございまして。

今年度、高北病院含めて全国で4病院が受賞しまして、大変あり

がたく思っております。表彰式のほうは、令和4年6月16日、東京都内で行われました。

病院事業管理者とか院長とかが、表彰式に他の病院は、出席ができませんでしたけれども、当院は医師数不足で院長自らがその日も人間ドックを全部やったりしておりましたので、病院事務局のほうから代理で出席をしてきたという経過でございます。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

2つ目の選考基準はどのようなものでありましたでしょうか。

病院事務局長（池内智保君）

はい。選考基準についてお答えいたします。

被表彰病院は、全国自治体病院開設者協議会会長と、全国自治体病院協議会会長、この両方から推薦があった病院で、累積欠損金がなく、過去5年間以上、経常利益を計上しているものについて、経営の健全性と経営努力の状況、地域医療に果たしている役割を総合的に判断して決定されたということです。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

内容もいろいろ異なるとは思いますが、3つ目の受賞につけて、特に経営改革の部分では、どのような取り組みや、経緯から今に至ったのかをお伺いしたいです。

すいません。特に不明金事件で赤字だったところから、黒字体制にまで引き上げた取り組みについてお伺いをしたいのですけれども。よろしく願います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

これまでの病院改革につきまして、少し長くなりますが、御説明をさせていただきます。また、昨日の橋元議員の御質問にお答えしました内容と若干重なる部分はございますが、御容赦ください。

当院では、患者さんの医療需要に応じた適切な医療機能を提供するために、病床の転換や再編をたびたび行ってまいりました。

その結果、病床の規模と機能が地域の医療需要にマッチして、類似規模病院と比べても高い病床利用率を維持でき、平成19年度以降、黒字を続けております。

現在は黒字経営を続けておりますが、過去には大変な時期がござ

いました。当院は平成5年度に赤字に転じ、以来赤字経営が続いていました。平成15年には、不明金事件も発覚し、危機的状況に陥りました。公立病院としての経営の改善と地域住民からの信頼を回復することが急務の課題であり、これらの課題に対応するため、病院の取り組むべき内容を協議し、健全な自治体病院として存続するために、その年に病院改革委員会を、またその半年後には病院経営改革推進本部を設置いたしました。

また、職員全員参加による病院改革を実行していくために、この経営改革推進本部に、7つの部会、業務改善部会、教育研修部会、病院をきれいにする部会、サービス部会、給食部会、アンケート部会、広報部会、この7つの部会を設置しまして、患者さん中心の医療、地域との連携、経営の健全化に向けて、職員一同、不退転の決意で取り組んでまいりました。

基本理念として、地域から信頼される患者さんと病院職員の心の触れ合いのある、患者さん中心の医療の実践や基本方針、管理運営方針などを定め、新院長体制のもとで、町内の保健医療福祉機関や施設との連携の強化、ボランティアの受け入れ、チーム医療の充実、インフォームドコンセントの徹底など、病院改革に取り組みました。

当院が危機的状況から脱却して、経営が黒字に転じたのは、経営改革に取り組み始めて3年後の平成19年度のことです。また、宮崎議員先ほどおっしゃられました通り、平成22年度には、経営形態を見直し、地方公営企業法の全部適用といたしました。これにより、これまで町長にあった組織や人事などについての権限が、病院事業管理者に移行することで、公営企業としての独立性が強化され、病院経営に必要な効率的で効果的な取り組みが可能となりました。

組織や人事の権限は、町長から病院事業管理者に移行されましたけれども、病院の開設者は佐川町であり、町立病院でありますから、これまでの町長とは相談も報告も協議も行いながら、これまで取り組んでまいりました。

今後もそうでなければならぬと私は思っております。

現在、当院は、地域包括医療ケアシステムの拠点病院、救急告示病院、災害救護病院、新型コロナウイルス感染症への対応として、発熱外来や検査、ワクチン接種、近ごろは陽性患者の入院の受け入れも行っております。こういった高吾北地域唯一の公立病院としての重要な役割を担っております。これまで取り組んできたことが、

この度評価され大変ありがたく思うとともに、この賞に恥じぬように、また住民の皆様の期待にお答えができるように、これからも職員一同精一杯取り組んでまいります。ありがとうございます。

6 番（宮崎知恵子君）

詳しいところ、ごめんなさい。詳しい答弁をいただきましてありがとうございます。

私はもう本当にすごい感動をしております、再度繰り返させていただきますけれども、2010 年より経営形態を見直し、地方公営企業法を全部適用し、これまで町長にあった組織や人事などの権限が病院事業者管理者に移行し、それによって、公営企業として独立性が強化され、病院経営に必要な効果的で、効率的で効果的な取り組みが可能となったということで、よろしゅうございますでしょうか。

病院事務局長（池内智保君）

はい。そういうことでございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

続きまして、これはこの賞について、これは大変重要なことで、町内外に対してもっと P R されてしかるべきだと私は思っております。やはり P R が少し足りないように感じます。そこで、町長に再度お伺いをいたしたいと思えます。

町長（片岡雄司君）

宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨日の橋元議員の御質問で回答させていただきました。回答内容と重複する点があるかと思いますが、答弁をさせていただきます。

総務省の報道発表のタイミングとあわせまして、病院の事務局のほうから、報道機関への情報提供したいとの連絡がありましたので、名誉なことで大変喜ばしいというニュースでありましたのでぜひお願いをしてくださいとお伝えをしました。

情報提供していただきましたが、今回は新聞等への掲載には至りませんでした。まことに残念な結果になったと思っております。

私自身もですねもう少し新聞社等にですね後押ししておれば思っていた、思っているところでございます。

しかしながら、昨日事務局長のほうからも答弁がありましたが、町広報 8 月号、そして全国自治体病院協議会の雑誌の 9 月号、また佐川町のラインにおいても掲載をさせていただくこととなっております。

ますので一定の周知ができるのではないかと考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。昨日と同じ答弁でございましたけれども、私としましては、やはりそれまでも高北病院が統合されるという経緯もありましたので、町長として、やはり新聞社の方に出向き、お願いをするべきではなかったかと思っております。私は町長の一つの役割として、成果を上げた方々に対して、まず心から感謝し、ともに喜び合うだけの度量はいるのではないかとと思っております。組織として成果を求めることはとても大事だと思います。

善悪ははっきりさせなければいけません、罪を憎んで人を憎まずという「清濁併せ飲む」ということわざもありますので、これを機会として発展するべく、ともに喜び合えるような、組織づくりをしていただきたいと思います。

最後に、事務局長にお尋ねをいたします。

今後、経営におかれましても、現状維持では進歩も止まると思いますが、次なるお考えはございますでしょうか。

病院事務局長（池内智保君）

お答えいたします。

現在も拡大を続けております新型コロナウイルス感染症でありますとか、医療需要の変化、また医師を初めとします医療スタッフの、不足、医療制度改革など、医療を取り巻く環境はますます厳しくなるとわれ、今まで通りの医療提供のあり方では、乗り越えられない危機が訪れるかもしれません。

今後は、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取り組みとか、地域の中で当院が担うべき役割機能を再度改めて見直しまして、明確化、最適化した上で、個々の病院ではなく、病院間の連携を強化する、医療圏全体で支え合うことが、どうしても必要になってくると考えてはおります。佐川町に必要な病院として存続するためには、現状維持は持続可能ではないという危機感を持って、職員一同取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。病院間の交流というのは本当に大切だと思いますし、在宅医療の件も本当に皆さんが、最期は終末は自宅でっていう思いもございますので、引き続き頑張ってください。

たいと思います。よろしくお願いします。

以上で、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

プレミアム商品券について、今、高北病院の経営改革について質問をさせていただきましたが、この非営利事業の経営健全化の努力は教訓として、町にも生かすことができるし、生かすべきだと私は考えております。私は町の財政健全化に関連して、プレミアム商品券のことを考えざるを得ません。

現在、プレミアム商品券の発売も行われておりますが、商品券を配るにも、使われるのは、国民の税金です。今や日本政府の借金は約1,200兆円で、国民1人当たり約1千万の借金となっております。

商品券は販売行動の促進のため、そして有権者にとってわかりやすい生活の補助として、全国的に進められております。こうした施策は、消費に回ったら終わりであるため、経済効果も限定的と言われており、また後々、ほぼ間違いなく税金という結果になって返ってまいります。さらに、施策は常態化しやすく、赤字が定着する原因ともなります。

私としては、コロナで疲弊した地域経済、特に商売をされている方々の勇気になるような、活気に結びつくような施策をとというお気持ち、活気に結びつくような施策をとというお気持ちは大変よくわかります。町として何ができるかと考えることは自然なことであると思います。ただ、結局プレミアム商品券も、お金がある人がたくさん購入しており、全体的に普及しないという話も伺っております。

石川県の能登町では、いかキングという巨大いかのモニュメントをコロナ交付基金から約2,500万円と町費500万円を足して、作成したところ、経済効果が6億円と、6億円ほどありましたというお話もあります。同じことをするべきというわけではないのですが、何か経済効果を生むものが、持続的に町を潤していくという考えも、町のために必要ではないかと思います。

現在、政府は、新しい資本主義として分配なくして成長なしとうたっております。しかし世の中には、政府の力に頼らず、何もないところから、セルフヘルプ、自助の精神でアイデア、発想、積極的な精神性などを元手に成功をつくり出した人が、この国にも、世界にも溢れているはずです。国が介入して、分配しなければ成長できな

いというのは、ある意味、地域住民の底力を心底信じてないのではないかと思います。

私としても国からの発信に一部懐疑的な思いがあります。補助も大切ではありますが、最も必要なことは、コロナで厳しい時代だからこそ、何もできないけれども、自分も捨てたものじゃない、やってやれないことはないという機運を、佐川町につくることだと私は思います。

太平洋戦争敗戦後の復興や発展があったように、地域として、国として成功物語をつくっていくんだという積極的な思いが、町を取り巻いていくように、町政も進めていただきたいと思います。そのために、税金の使い方については慎重に検討していただきたいと思います。底から思っております。僭越ながら、私も有権者の声を代弁させていただいているひとりとして、御意見を述べさせていただきました。

そこで、質問をいたします。

過去、実践した内容を踏まえて、経営の、経営の健全性の追求として、町としての意図はどのようなものでありましたでしょうか。経済、経営、経済効果のほども一緒にお伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

宮崎議員の御質問にお答えいたします。

このプレミアム付商品券事業につきましては、コロナ禍において、事業継続が難しいといえますか、消費を喚起するという意味も込めて、商店街で使ってもらおうというところで、実施をしてまいりました。

この事業を実施することによって、どれだけの経済効果があったのか、商店街でどれだけ使われた効果があったかというところを検証するのは、正直現状難しいというふうに考えているところです。

ただ、プレミアム商品券事業については、商品券を購入した金額についてはもう必ず佐川町の商店街で使われるという形になります。

今年実施する事業であれば、予算をつくっております今、2万5千冊であれば、1億6,200万円、250万円が、町内で利用されることになりますし、このうち1億2,500万円分は、量販店を除く商店街で利用されるという形になりますので、そういった意味では、一定の効果があるのではないかというふうに考えております。以上です。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

それですね、町、町の持ち出しとしてはございませんでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

このプレミアム付商品券事業につきましては、国からの、国からの新型コロナウイルス感染症、感染症対応地方創生交付金を充てて実施するというので、令和２年度から今年で３年目になりますが実施をしてきているところであります。以上です。

６番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

ということは使っていないということではよろしいですかね。町費という追加分は、町から持ち出しをするということはないということですね。

産業振興課長（下八川久夫君）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金につきましては、このプレミアム付商品券事業以外にも、たくさんの事業がございますので、最終的にどういった事業にどれだけ充当するかというところは、財政のほうでの判断にもなってきます。

今年については現在のところは、すべて、交付金を充てるという計画では進んでいるところです。以上です。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

コロナの交付金事業につきましては、一定の交付金がそれぞれの自治体のほうに配分をされてきます。その中でコロナの交付金事業の対象となる事業を、それぞれ各課から、事業のどれだけのことをやるのかっていうのを、計画として上げていきます。

その中で、交付金の配分以上のですね、一定見込みを事業として立てます。その中で、当然入札減でありますとか、いろいろそういったこともございますので、そのトータルの事業費の中で配分された、交付金を充てるということになりますので、一定それからはみ出た部分に関しましては、町のほうからの負担というのも一部生じてくる場合がございます。以上です。

６番（宮崎知恵子君）

はい。コロナ対策を事業として、いろいろな分野があるということ、勉強会でも学ばせていただいておりますので、学ばせていた

だいておりますけれども、先ほど私が言いましたように、やっぱり利益を産んでいく継続性のあるようなものに対して、やっぱり考えていただきたいなという考えがあります。

そこで再度お尋ねをいたします。また、新しい何か提案というか、そういうお考えはございますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

プレミアム商品券付事業につきましては、今、困っている方を支援する、困っている商店を支援するという事業になります。

で、今後ですね将来につながるようなウィズコロナ禍の中での事業というところでは、現在、産業振興課内では、商店街のキャッシュレス決済を普及をしていってはどうかというところで検討を進めております。

来年度は、NHK連続テレビ小説の放映や、道の駅のオープンもございますので、確実に、町外、県外からの観光客の方が増えると思いますので、新型コロナウイルス感染症対策と、観光客の方の利便性の向上をあわせて解決できる、キャッシュレス決済の導入についてですね、今後、関係機関と協議を進めながらですね、導入するかどうか含めて検討を進めていきたいというふうには考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

前向きな答弁をいただきまして少し安心いたしました。引き続き、効率のいい方向で町の活性化のために進捗すればありがたいと思います。

続きまして、3つ目の質問でございます。有事の際の防災についてお伺いをいたします。

現在、台湾周辺をめぐる状況が一気に緊迫化しております。先日、アメリカのペロシ下院議員が台湾を訪問しており、8月4日から10日まで、台湾を取り囲むように、軍事演習が行われています。先日もアメリカ議員の訪台に反発し、8月の15日には軍事演習を行っております。また、8月4日には、台湾統合域、日本の排他的経済水域内に5発の弾道ミサイルを発射しております。沖縄には、沖縄に駐在する米軍への牽制もあり、また、尖閣諸島は大変な危機に置かれることになります。

高知県といたしましても、日台友好議連が発足しております。日本と台湾の友好に、県として、声を上げております。こうした危機の時代だからこそ、連帯の姿勢を示すには大きな意味があります。ただ、日台の問題に関わることで、日本にも攻撃が飛び火してくる危険性は十分に認識する必要があると思います。その上で、台湾との交流を示すことには、勇気が試されるところではございますが、その姿勢を不変とするためにも、防災体制が絶対に必要です。

先日は高知、高知人づくり広域連合による、議員研修もありまして、防災について本格的に検討していく必要があると考えております。

この防災について質問をさせていただきます。

一つ目は、災害が発生したとき、機敏に動ける体制や組織をつくるのには、大変重要なことであると考えております。民生委員や自治会長、議長などを含め、現状、そうした防災体制の構築について、検討はなされていますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず佐川町のほうでも、地域防災計画、こちらのほうを策定をさせていただいておりまして、議員さんがおっしゃいました、民生委員さん、民生委員さんにつきましてはその計画の中では、安否のわからない、災害時要配慮者の方の安否の確認と、それから避難の支援、そして生活必需物資の配布の際、御協力をいただくようになっております。

また自治会長さんにおかれましては、災害対策本部、こちらのほうから、地区の住民の皆さんにお伝えをさせていただき、お伝えいただきたい情報を、地区の住民の方にお声がけをいただくようになっております。

また議員さんにおかれましては、災害対策本部と連携をいたしまして、住民懇談会の開催に御協力をいただくように、計画上はなっております。

あくまでも計画上はこのようになってはいるところですが、まずは皆さんそれぞれが、私たち自身も含めてなんですけれども、身の安全や家族、御家族などの安全を確保した上で、そういった役割分担のほう、ご協力をいただけたらと思い、考えているところでございます。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございます。

まず、自分の身は自分で守るということが先決だということで、先日も議員の防災の会議がありましたときにも、議員として、特に私の感じるところでは、こういうことをするという規定のようなものはなかったように思いますけれども、やっぱりそれぞれに地域の方の連携とか、そういうことをまず1に把握、私はしていきたいなというふうに思っております。

次に、災害があった場合、建物の被害想定、被害者に支払われる被災者生活支援金等の、受給申請の際に、罹災証明書の罹災証明書の添付が必要とされておりますが、証明書の交付はどのような手続きになるのかをお伺いいたします。

総務課長（片岡和子君）

はい。罹災証明書の交付の手続きについて御説明をさせていただきます。

罹災証明書の交付につきましては、被災をされた方、そちらのほうから、市町村に申請をいただきまして、それを受けまして、市町村が、被害状況を調査し、被害の程度を判断した上で、証明書を交付するということになっております。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

また証明書交付には、被災状況の確認作業が必要であると思いますが、その調査を行うのには、専門的知識が求められると思います。

そこでその人員の確保において町はどのように取り組んでおられますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

被害状況の調査につきましては、議員さん、宮崎議員さんがおっしゃられます通り、住家被害認定士の資格を保有している者が行うようになります。

町といたしましても、この罹災証明書の速やかな交付が行えるよう、住家被害認定士育成のために、平成28年度から取り組みを始めておりまして、家屋の専門知識を有しております職員、具体的には固定資産税の担当などになろうかと思っておりますけれども、こういった職員のほうを中心にいたしまして、住家被害認定士の資格取得を積極的に行っているところでございます。

現在のところ、40名の職員が研修を受けて、資格を取得しております。また、今年度につきましても、13名の職員が受講するように、予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

これほど多くの方が資格をお持ちやということ私も初めて知りまして、こういうことが起こらないことが一番なのですけれども、はい。よくわかりました。

はい。以上で、この3つ目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、新文化拠点の、進捗をお伺いいたします。

佐川町には図書館の建てかえ、新しい文化拠点の建造が始まります。図書館だけでなく、さまざまな機能を持った、コンセプトとして、文教のまち佐川を代表するようなすばらしい施設になればと心から、楽しみにしております。老若男女問わず、誰もが読書を通して自らをつくり、可能性を広げていくものであると信じております。

コロナ禍で苦しんでいる状況において、希望を携え、積極的な未来を切り開いていく人間が生まれてくることを願いたいと思います。

そこで、質問をさせていただきます。

今の現状と建造が進んでいる道の駅、おもちゃ博物館との関わり方、地質館との関わり方など、今の現状を、知らせていただけたらと思います。

教育次長（廣田春秋君）

宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず進捗状況ということですが少しさかのぼりますけれども、令和3年度に整備の大きな方針を定める佐川町新文化拠点整備基本構想を改定をした後、続いて、必要な機能やスペースなど、より具体的な計画となる整備基本計画の策定を開始をしまして、それとあわせまして建物の配置や構造、部屋の配置、それから大きさなども決める今度は基本設計の作業も、同時に取りかかっておりました。

令和4年度に入りまして、整備基本計画、並びにこの基本設計が6月にそれぞれ策定完了をしておるところです。

現在は工事の入札に向けて、より詳細な実施設計に取りかかっているというところになっております。

それでご質問の中でおもちゃ美術館、道の駅とか地質館との関わりはどのようになるか、というようなことがありましたけれども、こ

の整備基本計画の中で、コンセプトとしましては、ちょっと長くなりますけど申し訳ないですが、ふるさと力、人間力、未来想像力を育む、大人も子供もともに学び合う場としまして、学び合いのサイクルと、施設のネットワーク化、これを構築していくと、というようなことになっておりまして、そういう意味では、いろんな施設とこうつながっていくということがコンセプトになっております。

もう少し具体的に言いますと、学校、保育所、それから地質館や青山文庫などのいわゆる社会教育施設。それから牧野富太郎ふるさと館であるとか牧野公園など、観光と関連するような施設。そういうところと、それに合わせて、この各地域とつながるということも大事ですので、集落活動センターなどであわせて連携をしていくと、というような計画になっております。

この整備基本計画の中では、道の駅とかおもちゃ美術館、そこに言及はしておりませんが、同様に、あらゆる施設とつながって新しい文化拠点の入口になるように連携をしていくというふうにしております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

本当にお話を聞いてるだけでも、とてもわくわくして楽しい、楽しい期待がいっぱいでございます。私もこの歳になりまして、もう本当に本を読むことは大切だなと今つくづく感じております。

そこで地質館とか、やっぱりそういう興味のある本をそこに設置して、子供のところには子供の興味のある本を提供して、入り口ですよね一つの入り口として、そういうツールをつくっていただけたら、早い時期から、もう本当に今日、本にこう親しめるっていうことができると思いますので、それこそ人間力も、本を通して自分が体験できてなかったことを、本を通していろんな経験をさせていただくということでは、この歳になって、本当にもっと勉強しちよったらよかったなとつくづく思っておりますので、ぜひ、この文化拠点を楽しみにしておりますので、皆様とともに頑張ってくださいと思います。

今議会の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、6 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11 時 4 分

再開 午前 11 時 5 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10 分間くらい、15 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8 番、下川芳樹君の発言を許します。

8 番（下川芳樹君）

8 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い 4 点の質問をいたします。

今定例会においても、町政の質を問うものとして、この席から質問をさせていただきます。

執行部の皆様には、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、昨夜から台風 11 号への対応に努められた職員の皆様に、お礼を申し上げます。被害が少ないことをお祈りいたしまして質問に入ります。

初めに第 7 波による感染拡大が全国的に心配される新型コロナ対策についてお尋ねします。

新型コロナの感染者数は全国で累計 2 千万人に迫ろうとしています。県内の感染者も 9 万人近くに上り、毎日千人前後の感染が確認されております。特に気がかりなことは、高知県の人口 10 万人当たりの感染者数や死亡率が、トップクラスであるということです。高齢者や特定疾患を持つ人の死亡率が高く、県内高齢者施設、病院内でのクラスターが大きな原因であると聞いております。

そこで、最初の質問です。

新型コロナワクチンの 4 回目以降の予防接種については、60 歳以上の高齢者と、18 歳以上の特定疾患を持つ皆さんに限られて、接種

が進んでいます。もちろん、特定の業種に関わる皆さんへの接種は継続されておりますが、これらに該当しない、59歳、以下の皆さんへの接種は不透明な状況です。マスコミ報道によりますと、新しいタイプのワクチンを、前倒して接種するなどの情報も聞き及んでおります。このことについての最新の状況について、担当課の御説明をお願い申し上げます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナワクチンの4回目以降の接種の内容、それから国の動向につきまして、現在、健康福祉課のほうでですね把握をしている情報等をお答えをさせていただきたいと思えます。

4回目の接種につきましては、下川議員おっしゃっていただきました通りでございます。数字につきましても前日ですね、橋元議員の御質問にお答えをして、接種率としては、高知県全体の数字より上回ってる状況になってます。

4回目につきましては、対象者が絞られております。

18歳以上の18歳から59歳までの方についてはですね基礎疾患等が、あってと言う形で、それ以外の、いわゆる健康な方についてはですね4回目の接種というのは、これはたとえ自費であってもですね、できないというような状況になってます。

そういった中で、報道にもあります通りに、いわゆるオミクロン株対応型のワクチンを、国のほうがですね、輸入をして、接種できる体制を整えるということで、進んでおります。もう本当に直近の話題になりますけれども、これについての対象者とか時期であるとかというところが、大分国から情報がおりにきております。

対象者につきましては、これは1回目、2回目、3週間間隔でやったと思えますけれども、これを接種を終えている12歳以上の方全員にですね、接種ができるようにということで、市町村は準備をしてくださいという、事務連絡が9月2日付で降りてきております。

それから報道に今日の新聞ですか、あったと思えますが、このワクチンの輸入の状況をですね、これは9月19日の週からですね国の方が順次、手配をして、市町村に配送するということが流れてきております。

ただ、例えば市町村別にですね佐川町がいくらどういう時期にと、いうところはまだ未確定なことが多くて、これぐらい佐川町におり

できますよというところまではまだ情報を確実なものはありません。

そういったところことからですねこれから第4回目も進めながらですね、その第4回目の対象になっていない方への接種の準備も進めていく。それからタイミングによって、今、オミクロン株対応型でないワクチンから、その手に入った段階でですねオミクロン株対応型のワクチンに接種を切り換えていくというふうなことを、作業として行わなければならないということで今国からの情報もあわせて、お答えをさせていただきます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。詳しい、直近の情報をいただきました。

59歳以下の4回目ワクチン接種方針が、これまで不確定な、ところがあったことから、特定疾患、特に重症化しやすい、そのような方が家族内におられる、そのような皆さんについては、予防接種の対象とならなくても、有料で、接種をしたいと、いうふうな声が上がっております。今、御説明をいただいて、今後の見通しがついたというふうに感じております。

国は、感染者の全数把握についても、関係機関特に保健所等への負担を軽減するため、見直す考えがあると、いうふうなことで、複数の県においても、すでにこの見直しが進んでいるというふうに聞き及んでおります。

ただ、自治体のほうに判断をゆだねるというふうなことに關しては、疑問を投げかける報道も耳にしております。感染が把握されないまま、在宅療養、在宅療養を余儀なくされる患者の状況も心配されます。

全国的にも発症率や死亡率が高い県内においては、町民の不安や心配も大きく、今後の取り組みに注目しております。

これらの状況を踏まえて、直近の国や県、そして我が町、佐川町の考え方、今後の取り組み、このようなもので、御答弁いただける内容があれば、よろしくお願いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この第7波、につきましてはですね佐川町においても陽性者数ですね急激な増加、こういったことによって医療の逼迫等を招いております。

その中で国のほうが検討している中でその全数把握の見直しとい

うのがあると思いますけれども、これは私たちもですね報道とかで、知るぐらいのことでしかありませんが、高知県においては、当面、全数把握を続けていきながら、国の抜本的な見直しに際してそこで検討していくというふうな確かお答えであったと思います。

全数把握についてはですね特に医療機関が、システムへ入力する際の項目が非常に多くて、負担になっているという話も聞いておりまして、県においてはその項目については、例えば重症化リスクが高い高齢者の方では従前通りやるけれども、それ以外の方については大分項目を絞ってというふうな話も聞いております。そういった全数把握の見直し、それからですね療養期間の見直し、これもつい昨日ぐらいですか陽性になった方の自宅療養期間を見直すとかという話も国からも出てきておるようです。

そういったところ、これは当然その感染症の専門家の御意見を聞くと思うんですけれども、社会経済活動をどうまわしていくかというふうなバランスもあると思います。それからもう一つはワクチンの推進については先ほど申し上げた通りです。

こういった新型コロナの対策の基本的な部分に関わるもの、につきましては、国の方針をしっかりと示していただいた上で、自治体、特に都道府県になると思うんですけど、都道府県で一定裁量がある部分については県の方針に従っていく。それから市町村、町としましては、そういった方針が示されればそれに対応して市町村がとるべき対応、特にワクチンの推進に関しては、大きな役割があると思いますが、もうそういったところで一定この第7波が少し山がくだりかかっているかなというふうな認識もありますが、仮に一定落ち着いたとしても、冬に迎えて第8波ということも考えていかなければならないので、もうそういった方針が示されたらできる準備をですねしっかりとしていく。特に医療機関等と連携をして、していくと、いうことを考えております。以上です。

#### 8 番（下川芳樹君）

はい。国の決定方針に基づいて、県のほうにその方針が下ってくると、県が、考えた方針に基づいて、県内の市町村については、それに沿った、沿って活動していくというふうな御答弁でございました。

その全数把握について、先ほど御答弁いただいた、県内については当面、続けていくというふうなことでございますが、例えばですね高知県が、全数把握について、先ほど御説明があったように、医

療機関の打ち込み等に特に支障があって、医療を圧迫するというふうな状況で見直されるというふうなことになったときに、町内です、把握されてない陽性者、自宅、在宅療養されている、そのような皆さんについてですね、守っていく方向、軽微であるから、重症化しないからということで、放っておくのではなく、やはり目の届くような施策が、町民のほうからは欲しいと、いうふうには考えますが、その辺りいかがでしょう。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この国の全数把握の見直しに関しましては、これは特に、なぜ今、全数把握をしているかということですが、これは、法律に基づいてですね感染症法の位置付けこういったものに基づいて、全数把握をしているというふうになっております。

これを仮にそうじゃなくて、変えていくということであれば、国の責任においてですね、その把握ができてない陽性者が、例えばご自宅で療養しているときに、急変をしたといったときに、適切に医療にアクセスをできるというふうな体制をとっていただくという、取っていただくといえますか、そういう方向性をですね、出していただくということが重要であろうというふうに考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。おっしゃる通りだと思います。

方向が変わり、制度が変わっていく中で、やはり取り残しをしないというふうなことで、その責任においては、国がしっかり、新たな施策であり、方向性を示し、責任を取っていただくというふうなことで、よくわかりました。ぜひ町のほうからも、県、国に対してですね、先ほど御答弁いただいた内容で、つないでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、コロナ対策における、農業者支援についてお尋ねをいたします。

さきの6月議会において、農業部門へのコロナ対策支援について質問をいたしました。今回の9月補正で、コロナ関連予算を活用した3つの事業を提案いただいております。町の支援策以外にも、国や県の支援策があれば、農業経営の一助になる取り組みだと感謝申し上げます。

初めに、今回、御提案いただいた内容について、町以外の支援策も含めた詳細を簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは下川議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する町としての農業者の支援策としましては、次の3つの支援策を実施することにしております。

まず1つ目としまして、佐川町農業共済収入保険加入促進支援事業費補助金を創設します。この補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症による農業経営への影響など、農業者の経営努力では避けられない、収入の減少を保障するための収入保険について、保険の一部を支援するものとなっております。

補助の内容としましては、青色申告を行っている農業者を対象として、保険料の2分の1以内、10万円を上限として補助金を交付するものです。

2つ目の支援策としましては、佐川町農業経営継続支援金の給付を行います。この支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などによる肥料や燃料、資材等の価格高騰に対する支援策としております。

現段階での支援対象者の案としましては、農業収入が400万円を超える農業者を考えており、次の収入区分に応じた支援金の支給を計画しております。

支援金につきましては、400万円を超え、1千万円以下の収入区分については5万円、1千万円を超え3千万円以下の収入区分については10万円。3千万円を超える収入区分については、15万円を予定しております。また、施設園芸加算として、千平方メートル以上のハウスなどで施設園芸を行う農業者に対しては、2万円を加算することとしております。

3つ目の支援策としましては、佐川町、集落営農組織等支援金の給付を行います。この支援金につきましては、新型コロナウイルスの影響による定価の下落などに対して、地域での営農継続を支援するための支援金としております。この支援金は、地域ぐるみで営農活動や農地や水路などの保全活動に取り組んでおります。

集落営農組織、多面的機能支払交付金対象組織、中山間地域等直接支払交付金対象組織を対象と冠しており、各事業の対象面積に応じて、1平方メートル当たり1円の支援金を給付するものと考えて

おります。

あわせて、国の支援策としましては、農業、肥料、農業用の肥料の高騰に対する支援を行うという形になっております。この内容については、化学肥料の使用の減少を計画するなど、いくつかの条件はございますが、ハードルは高くないものとなっております、農業者グループからの申請を行っていくものとなっております。

また燃料高騰に対しましては、セーフティーネットの事業というものがございます。この事業については、ちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど詳しい説明をさせていただきたいと考えております。

県の支援策としましては、畜産に対する支援金、植栽に対する補助事業について、いくつか支援事業がございます。こちらについても、今手元に資料がございませんので、後ほど詳しい説明をさせていただければと考えております。以上でございます。

#### 8 番（下川芳樹君）

はい。詳しい説明をいただきました佐川町農業共済収入保険加入促進支援事業費補助金、佐川町農業経営継続支援金、佐川町集落営農組織等支援金、この3つが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町独自の支援策であることが、確認できました。

国並びに県の支援策については、この場で議論する内容ではないのですが、町が行う事業については、私の意見を述べさせていただきます。

新型コロナやロシアのウクライナ侵攻に起因した世界的な経済の低迷によって、資源不足や物価の上昇が止まらない、今、世界経済の明日が予測できません。

国内でも、10月から12月にかけて、商品価格の引き上げが続くと報道されており、これから来年にかけて、ますます厳しい状況になることが心配されます。農業者にとって、とりあえず、今回の対策で一息をついて、令和4年度は我慢してくださいでは、令和5年度以降の営農計画も、経済的な不安がつきまとい農業を続けるのか、やめるのか判断が定まりません。

これからの世界や国内の情勢によっては、支援のあるなしで廃業することを考える農家も出てまいります。一方で、今回の補助金や支援金の対象とならない零細農家もあります。先祖代々の土地を、

収益を考えず守っている農家の皆さんです。専業農家も兼業農家も、地域の農地を守り、美しい農村環境を維持していることに変わりはありません。専業農家の皆さんには、来年の経営につながる支援、兼業農家の皆さんにも、農業が継続できる補助金や支援金の制度創設をぜひ考えていただきたいと思います。

今後の状況によっては、まだまだ厳しい経営を強いられることが予測されます。昨日の森議員の質問の中でも、町におかれては、健全財政の中でしっかりと基金の蓄積が進んでいると、いうふうなご答弁もございました。町単独での支援策をぜひ検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました、3つの支援策で、すべての農業者の方が、支援できるというものではないというところは認識しております。

現在ですね、新型コロナウイルス感染症以外でも、不安定な国際情勢や円安などの影響によって、肥料の高騰、資材の高騰、だけではなく、農産物の品目によっては農産物の販売価格が非常に低迷しているといった問題もあるということで非常に厳しい状況であることは十分承知しております。

今後の行き先については、不透明な部分も多いですが、現在のような状況が継続していくようであれば、そのときの国や県の対応や状況も注視しながらですね、状況に応じた必要な施策を考えていく必要があると、いうところで考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

国や県の対応、今後の情勢、確かに国や県の対応というものも大変重要でございます。予算、それから資金をも、つぎ込めばつぎ込むほど、どんどんどんどん町の財政も圧迫されてまいります。いろいろな考え方もあろうかと思えます。

令和2年から始まった新型コロナ感染対策は、感染を抑制するための行動制限から、制限を緩和し、経済活動を推進する方向へと変化しつつあります。定期的なワクチン接種と適正な感染予防で重症化を防ぎつつ、人の動きを制限せず、経済を回す、景気回復への道へとシフトをしています。

長引くコロナ対策で、国の財政も逼迫しており、いつまでも地方への支援が受けられる保証はありません。将来を見据えた感染対策

と経済活動の推進策は、各自治体が今後を見据えて考えなければならない重要な課題です。佐川町の人と仕事を守る、町執行部の皆さんの取り組みに大いに期待をしておりますが、国、県に、かかわらず、町民の仕事、命、このようなものを守っていく施策をぜひ、頑張って実行していただきたいとお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

産廃関連の事業進捗並びに地元対策についてお尋ねをいたします。

初めに、令和4年度に加茂地区で実施される産廃施設関連事業、地域振興事業の進捗率を、エコサイクル高知の事業を除いて、県、町別にお聞かせください。

その内容については、発注される県、町別に、全体件数、全体事業費、発注済み件数、全体の進捗率など、わかる範囲で、その詳細を詳細をお答えください。

お答えをいただく前に一言申し上げます。

以前から私が申し上げているように、地元の皆さんに定期的な情報が伝わっていれば、あえて今回の質問を行う必要はございませんでした。

7月に開催された、加茂地区懇談会で産廃施設の計画を、早く住民に伝えて欲しいと意見を述べたことで、エコサイクル高知は、おくれればせながら対応し、事業の進捗状況や今後の予定を記したチラシを8月末に、全戸配布したことをお伝えしておきます。いまだに情報提供がない町執行部の皆さん、お答えをよろしく願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。

お答えする、進捗状況にお答えする前に、まず、今年の3月27日におきまして、地域振興策の円滑な事業推進に関する情報交換の場におきまして、下川議員にも御出席いただきましたが、開催いたしました。

その中で、地域振興策事業の進捗が分かるように見える化し、地元と町との間で情報共有をしながら、振興策を円滑に進めていこうという話になった、なっていたと伺っております。本来なら、年度当初実施事業の年間スケジュールに関する情報を提供すべきでしたが、現在も提供できないままになっており、このことにつきまして

は、反省すべき点として認識しております。深くお詫び申し上げます。

今後はスピーディーに必要な情報の提供を行い、地域と町との間で情報共有を図っていくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進捗状況について御説明いたします。

最初に、令和４年度に実施しております、高知県実施分の周辺安全対策及び、地域振興策の進捗状況について御説明いたします。

まず周辺安全対策としまして実施しております、長竹川の増水対策及び国道３３号の交通安全対策について御説明いたします。

長竹川の増水対策につきましては、筋違い橋から長竹川合流点までの区間Ａにおける、盛り土によります築堤工事及び河道掘削工事につきましては、８月末に入札を実施し、現在手続中でございます。また、長竹川合流点から、竹ノ倉合流点までの区間Ｂにおける護岸詳細工事及び六所橋概略詳細設計等につきましては、現在、実施中でございます。

国道３３号の交通安全対策の岩目地交差点の改修につきましては、１０月ごろに地元説明会を予定しており、説明会終了後、国のほうでは国道３３号の現地測量を行い、また、県のほうでは、県道の用地測量、用地調査について、随時発注していくと、していく予定でございます。

続きまして、地域振興策としまして実施しております県道岩目地西佐川停車場線の改良、急傾事業、柳瀬川の改修工事及び町内県管理河川の適切な管理について御説明いたします。

県道岩目地西佐川停車場線の改良につきましては、１工区の起点側、加茂駅付近になりますが、舗装工事、路側擁壁工事は現在施工中であります。終点側、本村西地区の排水施設修繕等は、今月発注予定となっております。

また、２工区の道路区域変更など、用地買収の着手に必要な事務手続きにつきましては、国土調査の成果と県の用地測量の成果との整合性を確認の上、今年度中に実施する予定でございます。

急傾事業につきましては、横山、竹ノ倉、本村東で予定しております。進捗状況としましては、横山は現在施工中であり、竹ノ倉は今年度中に着工の予定です。そして本村東につきましては、今年度中に補償調査を実施する予定となっております。

柳瀬川の改修事業につきましては、今年度中に用地調査を予定しております。

最後に町内県管理河川の適正な管理につきましては、今年度中に柳瀬川などで河床の掘削等を実施する予定でございます。なお、詳細な事業の進捗につきましては、今後開催予定の住民説明会等において説明をさせていただきます。

続きまして町実施分の事業について御説明いたします。

まず、建設課所管以外で、地域振興策として実施をしております本村西公民館のトイレ改修、集落活動センター加茂の里増築工事、及び海津見農村公園の整備について御説明いたします。

本村西公民館のトイレ改修につきましては、すでに完了しております。また、集落活動センター加茂の里増築工事につきましては、実施設計が完了しており、増築工事につきましては、9月下旬に入札を実施する予定としております。海津見農村公園の整備につきましては、公園内の除草、支障木の伐採、公園法面の改修が完了しております。

今後は東屋の設置工事を行う予定となっております。私からは以上でございます。

建設課長（藤本雅徳君）

私のほうから建設課が担当しています、地域振興策の事業の進捗について、回答させていただきます。

まず、土木工事のほうになりますが、令和4年度に予定しております、道路関係の事業でございます。

道路の改良であったり舗装の補修、小修繕などのメニューですが、繰り越しの明許分を含めまして、27件ございます。予算の総額にしまして、約2億1千万円を計上しております。

そのうち、8月末の現在の進捗状況ですが、契約済みの件数で19件、比率にしまして70%、契約済みの金額のほうですが、約1億4,300万、4,300万円、比率にしまして、68%となっております。

今年度5カ月が経過しておりますが、現時点では計画通り順調に発注をして工事を進めております。

続きまして同じ土木工事の中ですが河川のほうです。河川の護岸の改修等の工事になりますが、繰り越しの明許分も含めまして、全部で8件あります。予算の総額としましては、1億4,200万円を計上しておりまして、そのうち、8月末現在の状況でございますが、

契約済の件数で言うと6件、比率にしまして75%。契約済の金額のほうでございますが、約1億3千万円、比率にしまして、約92%となっておりまして、河川工事のほうにつきましても順調に進捗をしております。

それと、水道の給水装置の設置に対する補助金の事業でございますが、これは最終処分場の事業実施に際しまして、高知県のほうで実施されました、意向調査があります。その意向調査の中で、要望がありました32世帯の方のうち、すでに令和2年度、3年度でこの補助金を利用して給水水道を引かれた以外の方、29世帯の方が対象になりますが、8月末時点で、11件の補助金の申請をいただいております。そのうち11件のうち7件の方がもうすでに完了して水道をお使いになっている状況でございます。以上でございます。

8番（下川芳樹君）

今、もろもろ説明をいただきました。

今説明いただいた内容をすぐに頭の中へ置けて言われても、なかなか置けないというふうなことで、私には、後ほど先ほど答弁いただいた資料をいただきたいと、いうふうに思います。

それから、前段で、町民課長のほうからお答えをいただきました、岩目地西佐川停車場線、県が行っております。

この事業についてはですね、国道33号の迂回路と、いうふうなことで、その必要性が高いことから、平成より日高村、岩目地地区を起点として佐川方面に改良工事が進んでまいりました。

産廃施設が加茂地区に建設されるに至り、地域の住民より早期完成の声が上がり、令和2年12月25日の協定書締結により、地域振興策として取り上げられております。

その後、令和3年度にJR土佐加茂駅周辺の工事を経て、本村西部落へと工事が進むものと、地域の住民も大変期待をしておりました。しかし、一向に事業が進まない、見えない、報告がない。このようなことで、数年前に、先ほど町民課長からも説明がございましたように、本村地権者による、県道用地立会がすでに終わって、分筆登記の手続きも、もう数年経ってますので、もう進んでるのかなと。昨年も、理由が、国土調査の整合性を持たすために、まだ手がついていないと、いうふうなことでもございましたが、ぜひですね、地域振興事業です。ここは一つですね、県にお任せをするのではなくですね、町のほうからも、しっかりその進捗の状況や、工事のスピー

ディーな完了を目指した取り組みについてですね、申し入れをぜひしていただきたい、このように考えております。このあたりいかがでしょう。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えします。

今回、下川議員に御質問いただきまして、県道の事業の進捗等につきまして、担当しております高知県の越知事務所、越知事務所の土木の事務所があるんですが、そこの課長のほうにも、今回のタイミングとはなりましたが私のほうから、実は、県道の今工事が終わってる西の区間についても、田んぼを耕作されてないような状況になっていること私も見ましたので、地権者の方また関係者の方、関係する方、特に地権者の方らには、いついつごろをめどに買収をお願いさせてもらいたい、また工事についてはこうさしてもらいたいということをしつかり説明してくださいということを経絡連絡になりますが、担当課長をお願いをしております。また、今後もですね、あわせて、そこの進捗のほうについては、地権者の方、関係者の方へ説明をしていただくように、折に触れてお願いをしていきたいと思っております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

ぜひですね、産廃施設ができた経緯、これについては、皆さんもお忘れになってないと思います。県のほうからの要請によって、県内に必ず必要な施設であると。このような内容で、加茂地区へ受け入れを佐川町としても、議会としても認めてまいりました。地元の町民の皆さんにも御理解をいただきました。

それにかわる振興策として進めている事業でございますので、町長、副町長にはぜひですね、県に対してしっかりと進行状況の、説明、報告、それから早期の完成を目指した取り組み、申し入れをしていただきたいと思いますがいかがですか。

町長（片岡雄司君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどから建設課長、町民課長のほうからも答弁をさせていただきましたが、今回報告は、少し後手後手に回って遅くなったことを申し訳ないと思っております。私のほうからも施設本体の入札が終わりましたことに関しまして、県、エコサイクルセンター、エコサイクル高知のほうにですね、何とか広報等で情報提供をということ

をお願いをして、今回9月の広報にチラシでお知らせをさせていただいたところでございます。

今後におきましてはですねしっかりとエコサイクル高知、また高知県のほうにも、情報共有ということはしっかりと以前の会でも私のほうも下川議員のほうを含め、いろんな方々から依頼をされておりますので、県にも要望していきたいと、お願いをしていくこととしております。また振興策の進捗につきましても詳しく会議を開いてですね、住民の皆さんにお知らせして、こういう進捗状況であるということをお知らせしていきたいと思っております。

スピーディーな対応にということではありますがなかなか県土木事務所もですね、うちも限られた人間でやってるところもありまして、なかなか何億もですね、なかなか一気に事業を実施するということとはなかなか難しい状況になりますが、計画を立ててですね、順次取り組みを進めてまいります。

いずれにしてもですね情報がやっぱり伝わらないとですね住民の方々がさらなる不安を抱えることとなりますので、しっかりとエコサイクル高知県と連携しながら、情報共有に努めて、今後ともしっかりと努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

8 番（下川芳樹君）

ぜひ町長におかれては、先ほどご答弁いただいたように、しっかりと今後の取り組みを進めていただきたいと思います。

質問の途中ですが、昼になりましたので、これから後の質問については午後に、質問させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

ただいま、下川議員の一般質問中ではありますが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

休憩 正午

再開 午後1時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、下川議員の一般質問を続行します。

8 番（下川芳樹君）

はい。それでは午前に引き続き、産廃関連の質問を続けさせていただきます。

ちょっとお昼ご飯を食べてテンションが下がりました、元気がございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは次に、加茂地区への町営住宅建設についてお尋ねをいたします。

産廃施設建設の話が進む中、建設予定地であった長竹地区より、人口減少が進む、この地域に若者が定住できる住宅の建設をとの声が上がりました。

当初には産廃、進入道路横に建設する計画でしたが、その後の自治会での話し合いで、便利な適地があれば、加茂地区内で建築したらよいとの意見も出ていたようです。人口減少抑制するために、早期の建設を望む声もあることから、地元の意見を聞きおよんでおられれば、お聞かせいただくとともに、今後の建築に向けた町の考え方もあわせてお聞きしたいと思います。お答えをよろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

下川議員の御質問にお答えいたします。

下川議員もおっしゃいました通り、町営住宅の建設につきましては、当初、産業廃棄物処分場進入路付近が候補地となっております。その後、加茂地区自治会のほうから、長竹地区、あ、失礼しました。長竹地区自治会のほうから、長竹地区にかかわらず、加茂地区全体で一番良い場所と考えるところに建設して欲しいという連絡を自治会長から受けております。

町としましては、公営住宅の建設につきましては、住環境や、利便性などのさまざまな条件を総合的に判断して、加茂地区の皆様が、この場所に建設してよかったと、納得していただける場所に建設することが最良であると考えております。

今後につきましては、長竹地区自治会からの加茂地区、全体で一番良い場所に建設して欲しいという御意見も尊重いたしまして、長竹地区に限定するのではなく、加茂地区全体を視野に入れて、地域振興策の円滑な、事業推進に関する情報交換の場などを通じまして、地元との協議を重ねまして、一刻も早く地元住民の皆様が納得していただける候補地を、決定していきたいと考えております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。

簡潔なお答えで、何も折り返し質問することはございません。

それではですね、次に、産廃の地域振興事業ではないのですが、道の駅建設に伴い、利用ができなくなったヘリポートの加茂地区移転計画についてお尋ねをいたします。

言うまでもなく、ヘリポートの重要性については、町執行部の皆さん、議員の皆さんも御承知のことと思います。現在利用できなくなったヘリポートの代替として、サッカー場のサブグラウンドが使用されていると聞いております。正規のヘリポートは、ヘリポートではないため、周辺住民の皆さんから不満の声も上がっているという、そのような声も聞こえます。早期に正規のヘリポートを設置しなければいけないのですが、長竹地区に適地が見つからず、御苦労されていると思われます。

そこで初めに、適地の選択を、選定を業者に委託されて探しているとのことでしたが、どのようになっているのでしょうか。現在の状況をお聞かせください。

あわせて、適地の場所は長竹地区に限られているのか。これに関する見解もよろしく願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただく前に、御質問の冒頭、この台風への対応につきまして、職員のほうにねぎらいのお言葉を頂戴しまして、感激しております。ありがとうございます。

それでは御質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

ヘリポートについてなんですけれども、令和4年6月3日に、佐川町加茂地区ヘリポート適正候補地選定委託業務という名称で、専門知識を有する業者のほうに発注をさせていただいております。この委託業務の名称からもおわかりになっていただけるかと思いますが、長竹地区に限らず、加茂地区全体で適地はないかという視点を持って、選定をしていただくようお願いをしております。

候補地の選定作業は、土地の形状がある程度平たんであり、また切り土などの整備を要さず、使用ができる土地で、救急車による患者搬送が可能となる程度の現道に接続できる場所を条件に、現在、選定作業を行っているところでございます。

現在の進捗状況についてですけれども、これらの条件に見合う土

地が 10 カ所ピックアップされております。それらの場所は、具体的にはちょっとこの場では申し上げることができませんが、休耕田であったり、工場跡地などとなっております。

今後につきましては、さらに周囲の送電線や民家などとの位置関係を確認させていただきながら、必要に応じまして、パイロットの方を現地に呼び、ヘリコプターの離発着が可能かどうかなどの確認作業を行わせていただきたいと思いますと考えております。

今後、このような作業を経まして、適地を絞り込み地権者の方や周囲住民の方と御相談、協議をさせていただきまして、また地元消防団の方や議員の皆様にも御協力を賜りながら、可能な限り早期に適地を決定をしまして、早期に整備を図りたいと考えているところでございます。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

はい。報告を聞かせていただきました。

もうすでに 10 カ所ほど適地の選定が終わっているということで、初めて聞きまして、驚いております。

適地がないということで何とかしなければならないという思いから、今回質問をさせていただいたんですが、10 カ所、もうすでに選定されていると。この調子でですね、ぜひ優良な適地をしっかりと選定していただいて、早期の工事完成に努めていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、この質問の最後に、地元協議会等の開催計画についてお尋ねをいたします。

先の質問で、町民課長のほうからも一部報告がございました。本年 3 月 21 日に、産廃施設に起因した、起因して締結された環境保全協定書に基づく地元協議会を設立いたしました。これと同時に、地域振興策の内容や計画について、地元住民で情報が共有できる組織を立ち上げました。産廃関連の質問の最後に申し上げました通り、地域振興策の情報をともに共有する組織が、3 月以降、機能しておりません。しっかりと機能させることで、行政と住民に信頼のパイプがつながります。

私は皆さんを近くでしっかりと見させていただく立場にあります。

そのたびに情報に触れる機会も多く、皆様が頑張っておられることを承知しておりますが、住民は違います。強い言葉は、今回の質問の中での強い言葉は、皆さんへの激励と捉えてお許しをいただき

たいと思います。

それでは、先ほどの質問、お答えをいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

質問にお答えさせていただきます。

まず、環境保全協定に基づきます、環境保全等連絡協議会につきましては、住民への説明会と同時期に開催し、この場におきまして、新たな管理型最終処分場の施工計画、及び県の進捗、振興策等の進捗状況について説明する予定でございます。そして、その地域振興の円滑な事業推進に関する情報交換の場につきましては、現在も開催することができず、この点につきましては、本当に申しわけございません。

この振興策の円滑な事業推進に関する情報交換の場につきましては、今後の予定ですが、事業の推進、進捗状況に関する情報の提供を考えております。資料ができ次第、できるだけ早い時期に開催するように考えておりますので、地元からの御意見や情報につきましても提供していただきますようお願い申し上げます。

なお、今後はスピーディーに情報を、必要な情報を提供を行い、地域と町の間で情報共有を図っていきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

初めよければすべてよしという言葉があります。

令和4年度の新しい自治会長が決定した4月の段階で、しっかりと会議の内容を理解し、会議を始めていただくことに意義がございました。鉄は熱いうちに打てという言葉もあります。本年4月から始まるべき行動半年間、冷めさせてしまったのでは、皆さんの気持ちも冷めてしまいます。

ぜひ、先ほどご答弁いただいた通り、早期に資料作成していただいて、会議を開催していただきますよう、よろしくお願いいたします。申し上げまして、この質問を終わります。

それでは3番目の質問です。

日下川の治水対策について、佐川町の見解をお尋ねいたします。

日高村では現在、3本目の放水トンネル、日下川新規放水炉の年度内完成を目指して工事を進めております。この放水トンネル完成を契機に、平成26年の台風12号洪水規模により、床上浸水した、村内109戸の住宅を、同規模の降雨量で床下浸水にとどめる治水対

策を村一体となった計画として進めております。

先の令和３年３月には、長年の水との戦いの歴史を乗り越え、村民が安全にかつ安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するために、日高村水害に強いまちづくり条例を制定しました。今後は条例の目的を達成するため、仁淀川第一枝である日下川水系の、流域治水を、特定都市河川浸水被害対策法を活用して、日高村並びに日下川の上流に位置する佐川町加茂地区を計画に含めることで、最終的な目的を完結したい、考えのようです。

既に日高村から佐川町に対して計画の打診があったと聞き及んでいますが、産廃振興策で行う長竹川改修工事にも関連する内容であることから、佐川町の見解をお伺いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

下川議員の御質問にお答えします。

日高村からは昨年の６月、５月、今まで４回、説明を私は全部受けております。で、この下川議員も先ほどお話がありましたように、３本目の導水トンネルもハード整備も行っていることに加えて、条例も制定して流域治水の取り組みを日高村さんが進めておりまして、この５月にも、令和４年の５月にも、日高村さんそれから県の、日下川は河川管理者が高知県でありますので、河川課、それから国のほうですが、国土交通省河川国道事務所の御担当の人と日高村の職員、それからうちのほうから建設課は自分含めて、４名出席して勉強会といいますか、今までの取り組みのほうの配分を行ってきております。

今現時点ですが佐川町としてどうしていくということですが、これは上流域に佐川町も位置しておりますので、この平成２６年８月の台風の際には、加茂地区の国道の３３号が冠水して、長時間、通行止めになったこともありますし、床上浸水、日高村さんほど被害はなかったんですが、床上浸水はなかったんですが、農地が広範囲で浸水するなど、被害もあっております。そういったことから、日高村さんのその思い、治水に対する思いに対してはしっかりと受けとめをして、浸水被害を未然に防ぐための取り組みについて、十分連携しながら進めていかなければならないと認識をしております。

しかしながら、この特定都市河川の指定っていうことにこのほうはなっていますが、日下川が特定都市河川の指定を受けますと、経済活動を規制する大げさに言うとそういうようなことにもなる、

要は、加茂地区の住民の方や事業者への影響が大きい規制があります。で、この規制を行うことが果たして、この中山間の河川、私たちが住んでる加茂地区の河川に本当に適しているか、そういったことも熟考していかんといかんということがありますので、進めるについては、慎重にまた建設課だけの判断では当然いけませんので、町として最終決定していくということが必要であると考えております。

今後ですね、これはまた勉強会というか担当者レベル、実務者の担当者レベルで、そういう会を重ねていきたいところですが、この特定都市河川の指定なんですけど、実は四国内ではまだどこもなくて、高知県内でもこの間も河川課に、ちょっと確認もしましたが、その要は佐川町だけで、勉強して進めるっていうのではなく、河川課とか、国土交通省の指導も仰ぎながら進めていかないかんところなんですけど、残念ながら先進の事例はまだないようですので十分に、住民の皆様や、当然議会の皆様へも説明していくためには、しっかり、実務者レベルで勉強しながら進めていく必要がありますので、この間5月の会議の際にも、私のほうから逆をお願いをしておりますが、今後どういうふうに進めたらいいのか、どういうスケジュール感でやっていくのか、といったことをまた、国土交通省の河川国道事務所の人は全国レベルで情報をお持ちですので、そういった例えば、規制するにしても、こういう規制に対して届け出があって、それについてこういう審査をして許可を出すんだよとかいった、ちょっと詳しいノウハウなんかについても情報提供いただきたい旨、お願いを申し上げます。

そしてまたこの特定都市河川の指定については、何よりもその加茂地区の住民の皆様と直接関係してくることですので、住民の皆様の意見を聞く場を当然設けにゃいかんですし、議員の皆様への説明をしっかりとさしてもらい、その御意見とかを頂戴しながら、慎重に決定をしていきたい、また建設課だけでなく、町全体としての決定をしていきたいと考えております。以上です。

#### 8 番（下川芳樹君）

先ほど建設課長のほうから詳しく御説明をいただきました。特定都市河川浸水被害対策法、これは、流域面積内での開発行為が規制されます。加茂地区は、上流域に位置することから、直接冠水するエリアが限られており、地元住民の理解を得ることが難しい規制内容が、心配されます。

しかし、何百年も同じ水系で水害に苦しめられていた地域住民として、議論する必要性を大いに感じております。規制内容以外にも、流域内の森林整備や、棚田の荒廃防止により、下流への水害を抑制する効果が期待できます。一度、同じ土俵に上がって、住民の皆さんにも内容を知ってもらった上で議論を重ねて結論を出していく方法はいかがでしょうか。先ほど、課長からも御提案がございました。

ぜひ、できることできないことの判断は、住民参加で行っていただきたい。知らなかったことで、ことが進めば、住民の不信を招く結果ともなりかねません。

負の部分であり、正の部分であっても、しっかり情報をつなげて、住民の皆さんの意見を尊重しながら、方向を決めていく、そのような方向で、これからもぜひ、協議勉強を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

この質問については、これで終わりたいと思います。

それでは4番目、私からの最後の質問に入ります。

投票率向上の取り組みについてお尋ねをいたします。

昨日、松浦議員からは、投票環境の改善について質問がありました。私からは違う視点でお伺いしたいと思います。近年、全国的な有権者の選挙離れが進んでいます。昨年の衆議院小選挙区、今年の参議院選挙などの国政選挙では、全国平均、県平均とも、55%前後の投票率が続いています。

ただ、佐川町を含む近隣の市町村選挙では、地元に着した選挙であることから、関心度も高く、70%を上回る町村も見受けられます。これはひとえに立候補者の頑張りと、市町村選挙管理委員会の努力によるものと御推察いたします。

しかし、先の8月28日に行われた、安芸市議会選挙、土佐清水市議会選挙、9月4日の香美市議会選挙。これは前回の過去最低投票率を下回り、最低記録を更新する結果となっております。有権者の選挙離れが年を追うごとに増加し、議会離れが進んでいると危惧する声も上がっております。

今議会の議場にも、私を含め、選挙により当選された14名の皆さんがいます。選挙に立候補された皆さんにとって、有権者の投票した、有権者が投票した投票率や、選挙への関心度については、お互いに興味深いテーマであると思われます。

そこで初めに、近年行われた国政選挙を含む、近隣市町村の投票

率、国県の平均投票率について、佐川町の現状も踏まえ、お尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、令和３年の１０月３１日に執行されました衆議院、高知県小選挙区選出議員選挙の投票率につきまして、申し述べさせていただきます。

まず、全国平均は 55.93%、県平均は 57.34%でした。近隣市町村を見てみますと、土佐市 59.65%、いの 63.1%、仁淀川町、69.97%、越知町は 64.05%、日高村 62.40%、当町は 62.2%でした。

次に、本年 7 月 10 日執行の参議院、徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙、こちらにつきましては、全国平均は 52.05%、県平均は 54.85%でした。近隣を見てみますと、土佐市 44.40%、いの町 52.03%、仁淀川町 62.22%、越知町 55.21%、日高村 52.31%、当町は 51.13%でした。

続きまして、近隣の市町村長、市町村長選挙の投票率について申し上げます。

まず令和 3 年 10 月執行の佐川町長選挙 68.5%から平成 19 年 10 月の土佐市長選挙では、49.17%、平成 28 年 10 月のいの町長選挙は 56.09%、令和 3 年 8 月の仁淀川町長選挙は 76.25%、平成 26 年 4 月の越知町長選挙は 77.77%、そして平成 20、ごめんなさい。平成 12 年 5 月の日高村長、日高村村長の選挙は 82. 失礼しました。81.42%でした。

最後に市町村議会議員選挙についてですが、まず、令和 3 年 10 月、佐川町の選挙は 68.50%、令和 4 年 4 月の土佐市の議員選挙では 51.28%、令和 3 年 5 月のいの町議会議員選挙は 51.64%、令和 4 年 1 月の仁淀川町議会議員選挙は 70.69%、令和 4 年 8 月の越知町議会議員選挙は 61.64%、そして平成 26 年 4 月の日高村議会議員選挙は 66.59%となっております。

この結果を見てみますと、やはり自分の身近な人を選ぶ選挙、こちらのほうにつきましては、関心が高いことがわかります。一方で、今年 7 月の参議院議員選挙におきましては、当町におきましては、県平均、国平均を下回る結果となってしまいました。また、当町の年代別の投票率を見てみますと、ざっくりですけれども、10 歳代、20 歳代は大体 35%ぐらい、30 歳代は 40%半ばぐらい、40 歳代は

50%程度、そして50歳代以上になりますと、大体60%以上となっており、ここでも全国的に言われておりますように、若い世代の投票率が低いという傾向が見て取れます。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

はい。詳しい、投票率について御報告をいただきました。年代別の推移についても御報告をいただきました。

佐川町では、同町の選挙における投票率の低下を受けて、令和3年3月16日と4月30日に、投票率向上対策会議を開催しております。私も委員の1人として参加させていただきましたが、2日目の会議には所用があり、欠席をいたしました。欠席をしておいて申し訳ないんですが、どのような結末に至ったのか。内容を十分に把握しておりません。

会議後、行われた2回の国政選挙や町長選挙、町議会議員選挙を実施するにあたり、開催された会議の趣旨がどのように生かされたのか、会議で検討された内容と、実行された施策について、説明をお願いします。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

少し長くなると思います。御容赦ください。

まず、投票率向上対策会議につきましては、佐川町の選挙人名簿に登録されております社会福祉男女共同参画の各分野、若い世代、町議会議員の9名の方に参加をいただき、それから佐川町選挙管理委員会の委員4名が加わりまして、2回開催されております。

会議の中では、投票率低下の主な要因として考えられることについて、それぞれから御意見を出していただきまして、その中でも大きな要因といたしまして、関心がないことが挙げられ、関心を高めるためには、どのようなことに取り組んでいくことができるのかを議論していただきました。

関心を高めるためには、有権者の意識を変えることが重要であり、即効性のある対策は望みづらく、継続して情報の発信、若い世代への教育、こちらの方を行っていくことが大切であるとしまして、継続して今後行うこと、それから令和3年度に行うこと、今後取り組んでいくこと、この3点の具体的な取り組みについて議論していただき、この会議の結論といたしました。

続きましてこの会議で結論づけられました具体的な取り組みにつ

いて、御説明をさせていただきます。

まず初めに、継続して実施する取り組みにつきましては、情報の発信といたしまして、町議会が開催されております議会懇談会や、町議会議員の皆様お一人お一人が住民の皆様に向けて実施されております活動報告により、町議会の活動内容を町民の皆様に、お知らせをしていただくものです。

次に令和3年度に行う取り組みにつきましては、若い世代への教育といたしまして、将来の有権者であります、町内中学校、佐川高校の生徒へ、啓発活動のほうを行うことといたしました。また、選挙公営につきましては、条例を制定し、立候補にあたり、必要となる費用の負担軽減を図ることといたしました。

3つ目に今後取り組むことにつきましては、町議会のライブ配信の実施、また、町長選挙及び町議会議員選挙において、選挙広報の作成、さらに、町内の商業施設への期日前投票所の設置を行うことといたしました。

実際令和3年度に実施いたしました取り組みとしましては、投票率向上を目指しまして、中学生や高校生に選挙を身近に感じていただくために、高知県選挙管理委員会の御協力をいただきまして、町立尾川中学校、それから、県立佐川高校の生徒さんを対象に出前授業や模擬投票を行いました。

選挙公営につきましては、皆様御承知の通り、令和3年6月に、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を制定させていただきました。

3つ目の今後取り組むことにつきましては、残念ながら現時点で、調査研究、検討が進んでいない現状でございます。以上でございます。

#### 8 番（下川芳樹君）

はい、詳しい御説明をありがとうございます。

次に、今後の投票率向上のための施策についてお尋ねをいたします。

ただいまの御答弁では、今後の取り組みについて、現時点での検討が進んでいないとのことでした。しかし、結果として、先の令和3年10月10日に実施された佐川町長選、町議選では、前回平均、前回、平成29年10月8日に行われた町議選よりも、投票率が5%ほど上昇して、68.5%と成果が出ております。これはひとえに投票

率向上対策会議により、持たられた政策と、立候補された町長を初め、議員の皆さんの努力によるものだと考えます。

ただ、国政においては、本年7月、参議院選で51.13%と全国平均52.05%、県平均54.85%を下回っております。

有権者にとってより身近な町政に関心を持つのは当たり前のことですが、国政にも同様に関心を持っていただきたいと考えます。

町の選挙においては、候補者の顔が見える選挙活動で、地元住民の意識も高まり、当選してもらわないと地元が困る。知り合いだから応援したいなどの思いから、投票所に足を運んでくれます。しかし、国政選挙の場合、立候補者の顔も知らない。もちろん話もしたことがない。政策がわからないので、誰がやっても同じ。どうせ自分は関係ないから、投票したくない、知らん、わからん関係ないの部分が大変大きく、投票率が上がらないのかなと感じます。

政治は嫌、面倒くさい、しかし、どんなに選挙にかかわらなくても、政治の流れは、国から県、県から市町村へと、国会で、決定した法律や条例、要綱、要領など、行政の施策として、自分の暮らす町に返ってまいります。決して無関係ではないのです。

ではどうでしょう。まずは、有権者に政治への関心を持ってもらうために、一番身近な町行政がどのように運営されているのか。自分たちの生活にどう関わっているのか。議会で提案される議案や、一般質問から生まれる議論に、興味を持っていただきましょう。

町の選挙で投票することにより、自分が選んだ町長や町議会議員がどのように、自分たちの生活にかかわっているのか、しっかりと確認してもらいましょう。そうすれば、政治は自分たち、有権者が、投票で選んだ、代表者によって運営されている、選ばれた代表者が決める内容によって、利益や不利益が生じることが見えてくるのではないのでしょうか。

まずは、有権者の皆さんに身近な町議会へ興味や関心を持ってもらうための情報を伝えることから始めましょう。

先ほど御答弁いただいた地域での議会懇談会や議会だより、議場のライブ配信など、より有権者に近いところで意見を伺ったり、議会の状況を確認していただいたりと、身近で有効な手段であると考えます。

しかし、コロナ禍で、議会懇談会は休止状態。議場のライブ配信についても、今後の検討が必要です。

これらを踏まえると、ますます先に開催された、これらを踏まえると、ますます選挙管理委員会と議会が連携して成果が見られた、投票率向上対策会議の継続開催が望まれます。これからも投票率向上のための会議を、ぜひ、議会、執行部、多くの関係者の皆さんで継続していく、この方法が、より投票率を引き上げる近道であると考えますがいかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

ありがとうございます。

投票率向上のためには、大変ありがたい御提案だと思います。

先ほど申し上げました通り、今後取り組むことにつきましては、現状進んでいない状況でございます。実現に向けましては、超えなくてはならない課題もいろいろあるのではないかと考えられるところではあります。

しかしながら、少しでも前進できるよう、いろいろな方の御意見を伺いながら、もう前進していくしかないかと、一緒に悩んでいただけるメンバーを募って、考えることができたと思います。

こちらのほうはまた選挙管理委員会のほうに持ち帰りまして、検討するようにさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

8 番（下川芳樹君）

ぜひ前向きに検討いただいてですね、投票率が低いという事実が変わりませんので、なるべく多くの皆さんに投票していただける努力の蓄積を積んでいただきたいと思います。

最後に、投票者へのメリット制度である、投票済み証明の活用についてお尋ねをいたします。

投票率向上のため、投票された方に証明書を交付して、何がしかのメリットを持たせる試みがあると聞き及んでおります。地元の商店街と連携して投票された方への付加価値を高める内容のものもあるようです。

賛否両論はありますが、全国では6割を超える1,064自治体が啓発のための積極活用していると、新聞報道にもありました。選挙に興味を持ってもらう一つの手段ではあります。

佐川町では、どのようなお考えでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。

せんだっての新聞報道にもございました、いわゆる選挙割、こちらの方を受けるための投票済み証明書の発行につきましては、公職選挙法で規定されているものではなくって、市町村の判断にゆだねられているところです。そして新聞報道がございました通り、発行の有無については、各市町村で対応が分かれているところでした。

当町では、過去に有権者の方が、様式を持ってこられた時に発行したことは、あります。現在が、現在は町の選管が、証明書の様式を規定したり、任意の様式を作成、発行したりすることはしておりません。

また現時点で、その投票率向上の手段といたしまして、町の選挙管理委員会のほうが主導をして、いわゆる選挙割、こちらのほうを、やっていこうというようなことは、現在検討はしておりませんので、御了承ください。

#### 8 番（下川芳樹君）

はい。今のところ検討はされてないということでございます。

昭和の時代までは、投票権を持つ有権者の皆さんの積極的な投票参加により、現在の期日前投票や投票時間の延長を行わなくても、高い投票率が維持されておりました。近年は、社会構造が変化したことにより、情報を得る機会や、投票に行く余裕、選挙への関心がなくなってきたのかもしれない。

選挙管理委員会や議員の皆さんの頑張りも重要ですが、自治体で働く職員の皆さんにも、選挙で変わる住民サービスの内容や自治体業務への影響について、周りの町民の皆さんにお伝えいただきたいと考えます。

皆さんが行う町民のための業務内容は、選挙で選ばれた町民の代表によって決定されていくからです。町長も議員も職員も、町民のためによりよいまちづくりを行っていく責任があります。よいまちづくりのための町民の代表を選ぶために、選挙への参加を、周りの有権者の皆さんにしっかりと呼びかけてくださいますようお願いいたします。

投票したくてもいけない人を支える制度も重要です。あわせて、投票したいという気持ちを持ってもらうことも重要です。投票に行きたくてもいけない、投票に行けるのに行かない人の気持ちを変える行動を、皆さんとともに取り組んでいくことをお誓いしまして、

私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時35分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、4番、田村幸生君の発言を許します。

4番（田村幸生君）

4番議員、議席番号4番、田村幸生です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

本日の一般質問は、暮らしの中で感じる防災に関することについてお聞きしたいと思っています。その前に、9月1日に、前日の雷雨が原因の断水が佐川地区で発生をしました。危機管理対策係から、消防団佐川分団に所属する私の元へ、復旧のお知らせがあるまでに何かあってはいけないからってということで、断水路、それから正常路線の色分け、消火栓の位置を記した地図を早速届けていただき、自分としては、とても安心した思いがいたしました。

また、今回の台風では、昨日夕方に气象台から大雨警報が出されていたということで、以来、泊まり込みで防災、災害対策に当たっております。担当職員だから当たり前のことと言えばそれまでですが、日々、万が一のあらゆる状況を想定し、住民の安全な暮らしのため、行動をしていただいている危機管理対策室の方々や関係の皆様方には、感謝の思いでいっぱいであります。

温暖化などにより、自然災害も大きくなってきていますし、南海トラフ地震も、いつ何どき発生するかわからないころとなり、期待は高まる一方であります。安全で安心して暮らせることはとても重要なことです。これからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、一つ目の質問をさせていただきます。

今年の3月に改正された佐川町地域防災計画は、必ず起こるとさ

れる南海トラフ地震への対応はもとより、大きな災害をもたらす台風や豪雨、線状降水帯などの風水害への防災対応、そして発災前からの避難所設置の取り組みや、復旧から復興計画まで佐川町で想定される災害を、多岐にわたり、記した計画だと感じています。

その中で、避難所運営についてお聞きします。昨年度から、避難所運営マニュアルの修正に伴う、訓練を実施しておられますが、その中で確認できたことや、変更点があれば教えて欲しいと思います。

また、あわせて実施して、感じた課題や感想も一緒にお聞かせいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

冒頭、田村議員からも、危機管理対策室とか関係職員のほうに温かいねぎらいのお言葉をいただきました。ありがとうございます。

それでは、御質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

昨年度におきましては、避難所運営マニュアルに基づきまして、黒岩小学校、そして尾川小中学校におきまして、避難所運営訓練を実施したところでございます。

訓練では、参加をしている住民の方から、施設の鍵をあけるところから、参集した人の役割分担、チーム分けから、避難所開設から避難者の受け付け、そして段ボールパーテーションの設置などを、実際に行ってみて、マニュアルに基づいた行動確認を行うことができました。訓練終了後には、参加者から発電機の設置場所を変更したらよいのではないかとか、履いてきた靴を入れる袋があるんじゃないのかといった、御意見をいただきました。

これらは、実際に訓練をしてみないとわからない点だと思いますので、改めて訓練の実施の大切さや必要性、そして意義を再確認をしたところでございます。

また、何といたしましても、訓練のほうに非常に多くの住民の方に御参加いただきました。このように、地域の皆様が主体となって運営訓練が実施されたことは、町としても大変心強く感じているところでございます。

課題といたしましては、感染症や災害時用配慮者対策を盛り込むための運営マニュアルの改訂を順次行わせていただいているところですが、実効性のあるマニュアルとするため、今後訓練を継続して行う中で、このマニュアルにも、マニュアルに基づいた訓練の継続

した実施が必要になると考えております。

また、通告書にも御質問いただいておりますが、福祉避難所との連携訓練が実施できていないこと、こちらの方も課題の一つではないかと考えているところでございます。以上です。

#### 4 番（田村幸生君）

昨年の経過報告、本当にありがとうございます。

袋がないとか細かいところでね、実際やってみないとわからないっていうのが、防災であるしそれから避難してくる方に対しても、いろんな形で避難してくる方、おられる、男性女性いろいろおられるので、細かく対応できるようなことをするためにやっぱり避難所訓練、していないといけないなと感じています。

また、本年度も避難所運営マニュアルの修正確認のための運営訓練が、佐川、から斗賀野、から加茂地区で地域住民が参加して開催されるということでお聞きをしております。

これは先ほど課長おっしゃられましたように、現在のマニュアルをさらに充実させる、更新するということが目的ではあるかと認識はしておりますが、せっかくの機会でありますので、参加した住民が有意義な訓練と感じられる、ただ、「マニュアルを作った」「はい、備わってます」という話ではなくて、マニュアルに基づいて、実際訓練もしてみたら、本当にこの通りの、に、マニュアル通りでやったらみんなが避難できて、運営がスムーズにいったよっていうぐらいのことをやっぱりこなしていけないなと感じています。

今後に生かされる取り組みについて、先ほどもお話いただきましたが、もう一度説明を、取り組みについてお話をいただけたらなと思っています。その点についてよろしくお願いします。

#### 総務課長（片岡和子君）

はい。御質問にお答えをさせていただきます。

昨年度実施しましたような訓練の実施につきましては、また再度になりますけれども継続して実施することが本当に大事かと思っております。

そして、参加された方が本当に参加してよかったなあって、自分たちのために、有意義な訓練となったなあという感じを持っていたできるように、運営訓練に際しましては、例えばですけれども、避難所までの避難訓練、それから炊き出し訓練、こちらの方などを組

み合わせるによりまして、より充実した訓練内容になるんじゃないかなっていう考えもできると思いますので、またこれにつきましても、今後考えていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

佐川地区、自分は佐川地区なのですが、今回、佐川地区は佐川小学校の避難所を中心にした、訓練を予定されているということで、聞き及んでおります。で、2019 年の 4 月に運営マニュアルを作成しております。それ以来、佐川小学校の避難所運営に対する訓練を実施した記憶がございません。

地域防災計画には、「町は自主防災組織等が地域において、避難所運営マニュアルをもとに実施する避難所運営訓練を支援する」となっております。発災時にはいろんな方が避難することを想定し、住民がスムーズに運営できるよう、5 年ごとの改正の時の訓練だけではなくて、先ほどお話も出ておりましたが、コロナ禍での避難所運営のあり方等も踏まえ、しっかりした避難所運営のあり方について、もう一度お聞きします。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

今後の運営訓練、こちらのほうのあり方についてですけれども、大規模災害時の際の避難所運営は、住民の皆様の力でお願いをしなければならぬと考えているところではございます。そのため今後も住民の皆様主体の訓練を継続して実施していただくこと、そして訓練に 1 人でも多くの住民の皆様に参加していただくことが重要だと考えております。1 人でも多くの方にこの訓練に携わっていただきまして、知っていただくことにより、有事の際のスムーズな避難所運営につながると考えております。

また先ほどの課題の中で述べさせていただきましたが、感染症や災害時用配慮者対策を盛り込むための運営マニュアルの改訂を順次行っているところですが、実効性のあるマニュアルとするため、今後訓練を継続して行う中で、このマニュアルに基づいた訓練の実施が必要になってくるとそのように考えておるところです。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。福祉避難所のところにも若干お触れいた

でしたが、南海トラフ地震による被害想定では、災害時用配慮者の避難者数は、発災1日後330人、1週間後に450人と想定されています。

現在、福祉避難所は、佐川地区に4カ所と斗賀野地区に1カ所指定されていますが、現状、他の地区にはございません。

この設置の考え方と、それから、今の一般避難所との連携、あるいは福祉避難所の避難所運営マニュアル的なものとかそういったことについて、もう少しお話いただけたらなと思っています。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

田村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

福祉避難所につきましては、議員おっしゃいましたように、佐川町は5つの施設になっております。

で、佐川地区におきますと町立の施設になりますが、健康福祉センターかわせみ、ここは主に乳幼児であるとか、そういった方々を受け入れるという想定をしております。

それから、病院が経営をしておりますデイケアセンターさくら荘。それから憩いの家のたんぽぽ。そして障害の関係になりますがさくら福祉事業所と佐川地区はこの4つ。それから斗賀野のデイサービスセンター斗賀野荘、こちらのほう加えて5つということになります。

その中で町立の施設がですね3つあります。これについては町が指定をしてですねここで福祉避難所をということで、町長が指定をするという形になるんですけれども、その他の2つの民間の施設につきましては、施設のほうとですね、協議をさせていただきながら、体制が整うかどうかとか、いろんなその部分がありますので、それは協定という形で、民間の施設と、町が協定をして福祉避難所をやるという形になっています。

実際、なかなか難しいのが、福祉避難所というのは、いわゆる健常者ではない要配慮者、配慮が必要な方を受け入れる施設になりますので、専門的なスタッフが必要になります。そういった方々をいざ発災した時に、スタッフを確保できるかというところについても、非常に重要な点でありますので、ただ施設があるからといってなかなか、あるいはその各地区、地区にですね、指定なり協定なりというところが、なかなか難しい現実があります。そういったところで

ですね今現時点で話ができて指定している、協定結んでるのが5つということです。

田村議員おっしゃいましたように発災したときに450人というふうなことで、配慮が必要な方が避難されたらですね、実際問題として、この数では足りません。足りないという認識は持っておりますけれども、そういう認識を持ちながらですね各施設に、今後ですね、お話をさせていただきながら、少しでも、福祉避難所を設置できるようにしていきたいというふうな考えでおります。

それから発災したときの、配慮が必要な方の受け入れといいますか一般避難所との連携のところでございますけれども、これはですね避難所の運営マニュアルの中で、基本的には発災したときには想定としては、一般の避難所であるとか緊急避難所、こういったものが先開設をされて、そこで住民の方々が避難をされると。そういった中で配慮がどうしても必要で、一般の避難所ではなかなか受け入れしがたいといいますか、対応ができないという方がおいでた場合に、先ほど言った5つの福祉避難所のほうを開設をして受け入れ体制を整えて、受け入れるというのは手順になっております。

そういった連携についてですね、なかなか実際の訓練のところでもですね直近では、一昨年に憩いの家の、憩いの里たんぽぽの方で、福祉避難所の設置の運営訓練をいたしました。その中でも総務課もですね危機管理対策室の方も立ち会いを、立ち会いといいますか加わって、仮の本部立ち上げてですね、やってはおります。

ただ本当により実践的にやるということまでは至っておりませんので、先ほど言いました発災した時にさまざまな福祉避難所については問題が、問題というか課題がありますので、そういったところでもですね訓練をするということとともに、やっぱり関係の福祉避難所の運営に携わっていただく施設の運営側の方々ですね、そういった方々ともお話をよりさせていただく必要があろうかというふうに思っていますので、ちょっとなかなかそれが進んでいないんですけれども、訓練それから会議といいますか、そういった話し合いも含めてさせていただきながら、福祉避難所の運営マニュアルというのもございますが、そういうのもですね、適宜実際にあっているのかどうなのかというところも、検証もしていきたいというふうには考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございました。福祉避難所につきましては、1週間後に450人を想定する要配慮者の避難者数、450名を想定している中での話をいただきましたが、実際、一般避難所へこられても、福祉避難所へお願いしないとちょっとここでは対応できないという場面も多々発生してくるやろうし、その中で、避難所にも当然、今、課長言われたように限度もあり、担当もいない中で、それならどうするっていうことが課題やろというお話なのですが、住民としては発災した時にはやっぱり、障害があるから、要配慮者であるから、健常者であるから、子供であるから、こんなことで「ほんなら、もうあなたは諦めなさい」という話ではないのでやっぱりみんながみんなやっぱり助けてあげられる努力をこっちもせにやいかんし、それが100%住民を助けられるっていうのはおそらく不可能なことやけど、やれるところはできるだけ努力してやろうっていう、やっぱ姿勢は住民には見せていかないと、そこがやっぱり住民の安心感にもつながるし、行政に対する住民の思いにもつながるので、そこは、できる範囲で、住民と対話しながら、やっぱり、組み立てていただいていただけたらなと思っていますので、よろしく願いをします。

続いて、次の質問に移ります。

自主防災組織の活性化支援についてであります。

各自治会で設置されています自主防災組織は、避難訓練等を通じて地域のつながりを深めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生蔓延により、活動を縮小したり、休止に追い込まれた状況も見受けられます。

このことは、高知新聞にも、「自主防訓練コロナで半減、地域の対応力・維持・課題」のタイトルで掲載をされ、総務省消防庁による炊き出しや避難訓練などへの参加は、19年度は全国で延べ9万9,703回だったのが、20年度は52%減の4万8,257回になったとの記事がありました。

先ごろ、9月1日の防災の日には、活動の取り組みをということで、シェイクアウト訓練、ここ3年コロナで対応できていないということで、お知らせいただきまして、うちの自治会もシェイクアウト訓練を実施したことでございますが、コロナ禍が収束しなければ、活動が停滞することは目に見えるように、明らかであります。組織はあるけど名前だけじゃなくて、活動活性化のために、指導あるいは助言、アドバイスができればと考えております。そこをお尋

ねしたいと思います。御答弁よろしくをお願いします。

総務課長（片岡和子君）

はい。御質問にお答えをさせていただきます。

本当に最近の新型コロナウイルス感染症は感染拡大が一向に落ち着く気配がなくって、自主防災組織の本格的な活動再開ができます環境になるには、もう少し時間がかかるのかなあというふうに感じております。

自主防の活動の再スタート時に、何か助言ができてないの、できないかというご質問であったと思いますが、各自主防災組織の活動の縮小や休止理由はさまざまであろうかとは思いますが。

このため、町といたしましては、各自主防災組織の活動の再開に向けましては、個別に御相談をお受けさせていただきまして、その防災組織、自主防災組織の実情を教えてくださいました上で、可能な限りの対応をさせていただけたらと考えているところです。

先ほど御質問にも出ておりました避難所の運営訓練実施に際しましては、自主防災組織の方にも準備委員さんとして携わっていただくようお願いをさせていただいているところで、そういった活動を契機に活動のほうをまた再開していただくのも、一つの有効な手段として考えることができるんじゃないかなと考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。可能な限りの対応をしていただける、個々の、当然、自主防組織も個々の地区で内容が違ってまいります。そこのお話いただいただけで本当にありがとうございます。可能な限りの対応をしていただけるということで、安心をしております。ありがとうございます。

さらに、自主防災組織を充実させるひとつとして、防災意識の高いリーダーあるいはサブリーダーを養成する研修の企画、実施をいただきたく提案させていただきたいと思っています。

防災士とかであると、高知県、出かけないと資格を取ってることができません。地元で、佐川町で、佐川の自主防の現在のリーダーさんも含め、将来的にリーダーさんになっていただける、若い自治会の会員さん、自主防の組織の会員さん等に要請を、今の現在の役員さんからも要請をさせていただいて、新しい若いリーダー、サブリーダーを養成していくっていうことは、自主防災組織の活動に際

し生かされる技術の取得ってということで、とても重要であります。

ぜひとも、この佐川地区で自主防のメンバーさんにもっともっと活動をいただけるきっかけづくりとして、先ほどお話いただいたように、きっかけづくりとして、リーダーの養成を提案させていただきたいと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。リーダー、サブリーダーにつきましては、議員さんもおっしゃっていただきましたように、有事の際には、地域の中でリーダーシップを発揮していただきまして、自助共助と公助そのパイプ役として、また平時には地域住民への防災知識の普及が啓発等の防災活動の担い手となっていただくことを期待しておりまして、地域の防災力向上のためには大変重要な存在であると、そちらのほうは認識をしているところでございます。

現在、育成に係る研修につきましては、御承知の通り、町として企画している研修はなくて、県が民間団体に委託をして、実施しております、その人材育成のための研修会、そちらのほうへ御案内をさせていただいているというような状況かと思っております。

町で企画するとなると、どれぐらいの調整が要るのかちょっと研究もしてみたいところですが、現時点では、そういった研修会のほうを積極的に皆さんに呼びかけをして、受けていただくといいというふうになればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございました。その、地元でやれるっていうこと魅力はしっかり多くの方が出てきて少しでも勉強しようか、学ぼうかっていう、いうたらその意欲をかき立てるというようなことで御提案させていただいた経過もございますので、それはまた今後の課題ということで是非ともよろしくお願いをしたいと思います。

最後になります。

積極的に防災士資格取得ということで質問をさせていただきます。

今回は自主防防災関係で、特に、コロナで弱っている組織を元気にしたいって自分の思いもございまして、感じたこととお話しさせていただいておりますが、佐川町地域防災計画には、先ほど言われましたように県等が行う防災士育成講習会への積極的な参加を

促進するっていう、条項がございます。地元地域で防災活動へ取り組んでいく手段の一つとして、男女を問わず、防災士資格を取得することは、防災力の向上につながり、自主防災組織のリーダーとしての活躍に期待できます。

男女問わずと申し上げましたのは、女性の防災士が増えることで、避難所運営や防災対策に女性目線が活かされることになり、大変有意義であると思うからであります。

現在までの取り組みの状況と、成果についてお尋ねいたします。

よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

これまでの取り組みといたしましては、佐川町防災士養成事業補助金交付要綱、こちらのほうを、令和3年4月1日より施行しております。

資格取得実績につきましては、この補助事業を活用されて、令和3年度に5名の方が資格を取得されております。議員さんからその女性の方の防災士さんということで、お話もございましたが、その5名のうち、実際、2名の女性の方が資格取得をされております。今後も女性の方にも積極的に取得をしていただけたらなあと考えております。本当に男性だから女性だからっていう世の中ではなくって、興味があるというか、ぜひみんなのためにとって、思っていたけるような方がいらっしゃいましたら、ぜひこの補助金の要綱活用されて、こういった資格のほうも取っていただければなと考えております。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。補助金のほうも生かして今回5名、女性が2名、すごいありがたいなと思っています。

防災の受講料及びその助成の内容がもしわかれば、お聞かせいただいても構いませんか。お願いします。

総務課長（片岡和子君）

先ほど申し上げました、補助金交付要綱、この規定によりますと、資格取得試験、試験の受験料にしまして、対しまして3千円。それから認証登録料にしまして、5千円の補助を行っていますので、よろしくお願いします。

（「合計8千円」の声あり）

はい。3千円と5千円で合計8千円です。

4 番（田村幸生君）

すごいです。思っています。できるだけね、やっぱり多くの方にそうやって、うん、とっていただきたいし、もっともっとね、自主防のリーダーさんに、現在のリーダーさんにこの人にやってもらいたいというのがね、きてその人にやってもらえば一番いいんですけど、地区外でお聞きしますと、防災士は町の補助金で取ったんじゃないけど、自主防に参加してないっていう防災士さんが、現状おられるような、県外とかのをお聞きすると。今後についても、防災士として、学んだことを地区の防災、あるいは自主防災組織に加入してリーダーとして頑張っていただけっていうこともしっかりとっていただける住民さんには、そのこともしっかりお伝えいただけたらなと思っていますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

積極的に防災士養成をしていただき、自主防災組織を含めて、自助、共助に生かされますようお願いして私の質問を終わります。  
ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で4番、田村幸生君の一般質問を終わります。  
ここで15分まで、休憩します。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時15分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2番、岡林哲司君の発言を許します。

2 番（岡林哲司君）

2番、岡林哲司です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして今回、この議会においてですね、初日に皆さんでこの牧野博士に関係するポロシャツを着るということで、初日、大変華やかで、牧野博士の地元として、いい議会だなということにちょっと気を取られておりました、広報編集委員会としてですね、写真を撮り忘れるという、失態を起こしたことを今ここに反省をしております。

それでは質問に移りたいと思います。

(「最終日やろう」の声あり)

また最終日をお願いできたらと思います。

来年の春に、牧野博士のドラマの放映を控えまして、徐々に観光客も増えつつあります。佐川にこられる方の中には、仁淀ブルーの近場なので、さぞかしきれいな川が流れているんだろうと、佐川町を訪れる人もいるのではないのでしょうか。その方達には申し訳ないですが、佐川の川はお世辞にもきれいとは言えません。特に中心部あたりですね、観光客ががっかりするかもしれません。

私が子供のころ、役場の前の川は、今よりもっと汚かったように記憶をしております。現かわせみ前のゴム堰が開放されているときには、むき出しになった河原から異臭がしていたことを覚えています。あれから30数年がたち、あのころから比べると少し水質は改善したように思います。しかしながら、この夏に発表されました、2021年の全国水質調査の結果、仁淀川は水質が最も良好な河川には選ばれませんでした。

仁淀ブルーの認知度向上と、コロナ禍を引き金としたキャンプやアウトドアブームの影響も大きいのではないかと、推測できます。

それでも、ここ10年の状況を見るに、全国で、5、6番目にきれいな川、それが仁淀川であります。5、6番目と言いましたのは、この10年を顧みてですね、10年間連続で最も水質が良好な河川に選ばれた河川が2河川。そして、10年間で9回、選ばれた河川が2河川。そして10年間で8回選ばれた河川が2河川。この8回選ばれた2河川に仁淀川入っております。

佐川町には仁淀川の本流はありませんが、春日川と尾川川が柳瀬川に合流し、そして黒岩の先で、仁淀川本流に合流します。

私は、リバーガイドという仕事を通じて、この合流地点を川の中から何年も見てきました。佐川町民としては、大変心苦しくもありますが、明らかにその時点で川が濁ります。片岡町長も長年、役場に勤務をされておりましたので、春日川の移り変わりを見てこられたと思います。

もちろん、平坦地を流れる佐川の川ですので、仁淀川の上流域のような清流にはならないと思いますが、人口が多い都市でも、子供たちが水辺で遊べる環境を取り戻したというようなところもございます。人間は水がなければ暮らしていけませんし、その水を守ると

いうことは、その人を守ることにつながるのではないでしょうか。

以前に、佐川町では、今のゆめまちランドがある建物で、水の研究をされていたというふうに記憶をしています。あの事業は何の研究をしていて、何を成したのか、わかる範囲で結構ですので、担当課長、教えていただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

岡林議員の御質問にお答えいたします。

山崎仲道さんに関する研究というふうに認識をしておりますが、この研究につきましては、以前、高吾北清掃センターの焼却灰を活用いたしまして、ブロックの製造や、竹を水熱処理して、竹炭製造などの商品化のほうを目指しておったというふうに認識しております。

3年ぐらいの研究の末、町と山崎さんとの考え方の相違などあったようで、最終的には商品化に至らず、研究を終えたというふうにお聞きをしております。以上です。

2番（岡林哲司君）

当時、御協力をいただいていた大学教授は、水をきれいにするというような技術も、研究をされていた方とお聞きをしていたので、お聞きをしていたのですが、当時の研究は、直接水質には関係がなかったようで、また、商品化にも至らなかったということで非常に、残念です。

ただ、当時の資料などがあれば、過去に取り組んだ町の事業の一つの例として、新文化拠点などで、その研究内容とかを、閲覧できるようにすれば、今後、町の中で何かに新しく生かせるかもしれません。

過去の事業をゼロにしないためにも、そういった取り組みはいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。資料につきましては、保存年限の過ぎてない分については、書庫のほうにあると思います。そちらのほうにつきましても、今後、新文化拠点のほうで、活用する方法につきましては、また教育委員会のほうと研究しながら、可能な限り、そういった形で活用のほう、できるよう進めていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

前向きな御答弁ありがとうございます。

なかなかその保存年数というのもあると思いますのでもし資料があれば、ぜひ、後につなげれるようなことにしていただきたいと思います。

現在、佐川町でも、浄化槽の導入に補助をしたり、キコリンジャーなどの自伐林業形によって、山に手を入れたりをして水のことも意識をされているとは思いますが、人口も、一時期からすると随分減ってきました。人口も随分減ってきて、一時期よりは、水質も改善をされてきていると思います。

この点について町としてどのようにお考えでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。これまで水質改善につながるといった取り組みに関しましては、先ほど岡林議員おっしゃられましたように、佐川町のほうでは自伐型林業の推進など、山の保全や、また仁淀川流域の自治体で構成をしております仁淀川流域交流会議というのがありますが、そちらのほうの活動を通じまして漁協や民間事業者とも連携し、仁淀川の活動保全やシンポジウム、こういったものを行ってきているところでございます。

また住宅の建設時などには、これも先ほど岡林議員おっしゃられましたように、浄化槽の設置に対する補助、現在のほうは新築する方についてはほぼ補助のほうも行き届いているというふうに聞いておりますが、そういった形で家庭からの生活排水の改善、こういったものにも努めているところでございます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

町としても、さまざまな取り組みをしていただいているということで、ますますこの水を改善するための、いろんな手だてがほかにもないかということをお考えしております。

町として、どの川の、どのエリアがきれいか、そして汚いかという情報は持っておられますでしょうか。また、産業系の排水が直接河川に流れ込んでいないかどうかの情報把握や調査はされておりますでしょうか。お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。町内の河川につきまして各ポイントごとの水質検査といった形での、水質の状態の調査というものは、現在町と

してはやっておりません。で、もう一つありました産業系の排水という部分ですが、こちらにつきましても、特徴としてですね、見回りでありますとか、そういったところは、現在町としてはしていないところです。

ただ産業系のほうの水質、汚濁ということになりますと、水質汚濁防止法という観点から、県のほうが指導等すると、行うというような認識でおります。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。産業排水のほうは、もし発見があれば、県からの指導が入るということであります。

町としては、河川のそのポイント、ポイントで、水質の把握というのはされてないということなんですけれども、実はこの今回の質問のために情報収集をする中で、この柳瀬川水系について、河川の水質の基準となるBODという基準の数値があるんですけれども、この情報が見つかりませんでした。

ちょっとインターネットで検索したというレベルなんですけれども、代わりに、湖沼これは池や沼、いや、海の水質の基準値であるCODという、数値の情報は見つかりました。これはCODのほうの検査が、簡易なキットで検査ができるということで、一般の方が検査をしてそういう川の時点の水質とかを出したりするときに簡易検査ができるのでこのCODという数値の情報はインターネットに出たのかなと思います。

また国とか県とかですねしっかりとした河川の調査をするときにはこのBODという数値を、流水のところを計る数字なんですけれども、これはちょっと検査をするのにも何日か要しまして、こういう情報は、県とか、国とかが持っているものでなかなかこの一般のところにはできてないということなんですけれども、もしかしたらこの町から問い合わせをすることで、この柳瀬川水位計の検査をしたポイントについてはBODの数値も教えていただけるかもしれないので、こういうことを、こういう数値をしっかりと把握することで、河川のどのエリアにこう意識を持って、改善をしていったらいいかっていうことの把握につながると思いますので、ぜひ柳瀬川と県の多分管理になると思うんですけれども、問い合わせしていただけたらと思います。

また先ほど新築の場合の合併浄化槽の設置状況については、お聞

きました。それ以外で佐川町内の合併浄化槽の全体の設置状況について情報があればお願いします。

町民課長（山本壽史君）

岡林議員の御質問にお答えさせていただきます。合併処理浄化槽の補助事業につきましては、昨年度実績におきまして、5人槽が42基、7人槽が12基、10人槽1基の合計55基を設置しております。

ここ3年間で見てみますと、令和2年度が45基、平成31年度62基ということで、平均しますと、年間約50基を設置しているのが現状でございます。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。浄化槽の設置率を上げることで、川への汚水の排水も減らせますし、それは生活環境の改善にもつながると思います。何より、自然環境の回復、改善には、とても時間がかかります。

町としても、合併浄化槽の設置への補助をしていただいていると思いますが、町なかとかの補助を強化したり周知をもっとするなど、今後も仁淀川流域の町として、水質改善の意識を持って取り組むことが必要だと思います。その点について、担当課長の見解をお伺いいたします。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。家庭から排出されます生活排水による河川、それから、海洋の水質の汚濁とかの防止とか、それから、生活環境を守っていくためには、町としてできることとしましてはまず、現在行っております合併処理浄化槽の補助だけになってしまうんですけど、それに関しましては、前5年に一度計画を立てまして、年間どれぐらい設置していくかということに基づいて、補助金をもらうようにしております。

今後もですねこれに基づきましてですね、全体計画に基づいて、積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

先ほども御答弁いただいたように、町でも年間約50基の合併浄化槽の設置をどんどんやっていたらということで、予算の限りもあるかと思うので、例えば先ほど、全校で言いますと県とかが持っておられます水質のもし数値がありましたらそういう、ちょ

っと水が汚れているかなと思う時点にちょっと重点的に働きかけるとかっていうことも水質の改善にも、つながると思いますのでまた御検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

そしたら、続きまして2つ目の質問に、移りたいと思います。

2つ目の質問は、少子化等子育て支援について伺います。

本年4月より、国の保険制度の適用範囲の変更がありまして、不妊治療に関わる保険適用の範囲が変更されました。保険適用の範囲は拡充をされているのですが、それに関わる補助制度がどのように変わったのでしょうか。佐川町は、高知県下において先進的にこの問題に取り組んできたと聞いております。

現在の補助額は、県の補助最大5万円の上乗せの形をとっております。令和3年度、令和3年度の決算書では、総額約70万円弱の額面となっておりますが、制度変更後の現在の補助事業の利用状況を担当課長にお伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この不妊治療をに係ります、助成制度につきまして、国のほうがですね保険適用をするという流れがっております。

その法的保険適用後のですね、補助制度のあり方なんですけれども、基本的には佐川町としては、取り扱いは変わっておりません。で、自己負担の額の助成のうちですね、助成をしていくという形になっておりまして、少しこの機会ですので、少し助成制度についてご説明をさせていただきたいと思うんですけれども、佐川町においては不妊治療については一般不妊治療、それから特定不妊治療両方とも助成制度がございます。

一般不妊治療につきましては、自己負担の内ですね、5万円、1年度ですけれども、5万円ということで、同じ1子についてですね、6回、6年間、ということで継続して使えるという制度です。

それから特定不妊治療のほうですけれども、これについては自己負担のうちですね高知県のほうも、県の制度で助成制度が構えてありますんで、その県の制度をまず使っていただいて、その残りのうちですね1回につき5万円を限度にして助成をしております。この特定不妊治療についての回数とか、限度については、県の取り扱いに準じてしておるといようなことです。

この不妊治療の助成についてはちょっと私のほうで手元で調べた

んですけれども、県内 34 市町村のうちですね、一般不妊治療の助成をやっているのが、19 市町村、今年の 4 月現在でですねちょっと手元で調べたんで若干誤差があるかも知れませんが、いうところ、それから特定不妊治療の助成については 34 市町村のうち 22 市町村と、ということです。

佐川町においてはですね少子化対策ということで早くからこの不妊治療の助成取り組んでおります。助成の限度額それから回数についてもですね内容も一定充実をしているというふうに考えております。

それから県内ではですね 5 市町村しかやってないんですが、保育所治療というのもしやってます。妊娠をしてもですね流産とかをくり返してですね、結果として子供が授けられないという方に対しての助成もやっております。

その中で制度を保険適用があってからの助成の実績ということで、一定、今年の実績をお話をさせていただきますと、今年令和 4 年ですが今までに特定不妊治療としての助成で申請をいただいたのが 3 人と、3 回ということの実績でございます。以上でございます。

## 2 番（岡林哲司君）

丁寧な御回答ありがとうございます。佐川町としては先進的に取り組まれているということで、県内の市町町村の中でも、やってるほうに入るのではないかというふうに思います。

それで、不妊治療にかかる費用をどれぐらいカバーできているのかというところなんですけれどもなかなか、これは個人に幾らかかって幾らかかったって聞くのは難しい問題だと思います。

一応、私が調べた 1 例としては、今まで保険適用外だった、体外受精、2 回の採卵をして、凍結をして体外受精の費用として、大体トータルで 100 万を少し超えるぐらいで、これが保険適用になれば 3 割負担で大体負担額が 30 万ちょっとということで、高知県の 30 万円の補助と町の 5 万円の補助があれば、カバーできる範囲だということです。ただこの体外受精がまた顕微鏡を用いた顕微授精というものになるとさらに費用が上がり、自己負担が発生するということになりそうです。

また、不妊治療に詳しい慶応大学の吉村泰典名誉教授がですね、関連のインタビューに対し、次のように答えております。「保険適用

の拡大で、多くの患者さんにとっては経済的負担が軽くなったが、安い価格を設定していた地方のクリニックで治療を受けてきた一部の患者さんでは、国からの助成金で治療が賄えていたのが、保険適用で3割負担となったために、かえって自己負担が増えるケースも出てきている」と、「また新しい検査や治療をどうしても受けたい人にとっては、助成金があった昨年度までより、自己負担が増えることになってしまっている。不妊治療に対する保険適用の拡大は、まだ始まったばかり。これからいろいろな課題が出てくるが、患者さんや医療者の声を聞きながら改善していくことが大事だ」と、このようにおっしゃっております。

子供が欲しいと、不妊治療に取り組まれている皆さんは、財政面だけでなく、身体面や精神面にも、大きな負荷が、かかります。ケースバイケースだとは思いますが、例えば、町の上乗せ額が今の倍の年度最大10万円になれば、もう少し負担は減るのかなと思います。現在、全国でも先進的にこの問題に取り組んでいる福島県南相馬市の例を参考に、今回の保険適用範囲の変更に対応するように、検討が期待されます。

医療の世界の話なので、金額的に上を見れば、きりが無いと思いますが、より使いやすい制度にしていくことで、少子化の対策も前進していくのではないのでしょうか。このあたり、課長の御見解をお伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この不妊治療に関しましての財政的負担、それから身体的負担いうことは非常に重いものがあるというふうに考えております。国として、こういった形です、保険適用したということは、一歩前進だというふうには捉えております。

この子供を授かりたいけれども、授かれないという、そういった方々に対して、どういうふうに寄り添っていくかということについては、金額面だけでなくですね精神的な部分も含めて、寄り添って対応させていただきたいというふうには考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ぜひ、より子供を、産むことに取り組む方々に寄り添えるような取り組みをしていただきたいと思います。

中学生までの給食費の無償化や、移住者促進の対策と、人口減と、子育ての問題に正面から向き合っておられる、片岡町政において、佐川で子供を産み育てたいという思いに寄り添うこと、不妊治療に係る財政的な支援を拡充させ、安心して産み育てられるまちとして、佐川の長所を伸ばしていくことが必要だと考えます。この点、片岡町長はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

町長（片岡雄司君）

岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

少子化、子育て支援につきましては、中学校までの給食費の無料化や、奨学金制度の創設などを、取り組ませていただいております。また人口減少としまして、先ほど岡林議員も言われましたが、移住者促進の対策などにも、取り組みをさせていただいているところでございます。

先ほど岡林議員が言われました、その不妊治療、子供を産み育てたい方々で、子供が欲しいと、不妊治療に取り組まれている方々がおられるということも認識をしております。

先ほど言われました通り、福島県の先進地の事例なども参考にしながらですね、今後とも佐川町で、子供を生み育てたい方々の思いに寄り添う町としまして、不妊治療に係る支援も含めて、さまざまな取り組みを総合的に推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 番（岡林哲司君）

先進例を参考に、いろいろ前向きに取り組んでいただけるという、力強い御答弁いただきました。ありがとうございます。

子供は授かりものという言葉の通り、食生活や生活環境の変化、労働環境やさまざまなストレスなど、さまざまな要因でなかなか思い通りにいかないこともあります。町がこういったところにもしっかり手を届かすことで、一つでも、ストレスが減れば、それも少子化の対策になり得ると思います。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

続いて、子育てのほうのテーマに移りたいと思います。

ここ数年、高知県が、沖縄県とその地位を競っている事柄があります。何だかわかりますでしょうか。

どちらも平均所得が低いということもありますが、この答えは、離婚率のワーストワンでございます。残念ながら、私もその比率を

上げた 1 人でございます。

ひとえに、離婚といいます、それぞれの状況があり、その理由もさまざまだとは思いますが。どんな理由があるにせよ、これだけの離婚率になりますと、それだけひとり親の子供たちも多くいるということになります。ひとり親の御家庭に対するさまざまな支援はありますが、いわゆるワンオペでの育児と生活のための労働の同時進行は、過酷です。その過酷な中でも、仕事のキャリアを積んでいくことができるかどうかで、育児期間、つまり行政などのサポートが終わった後の、親の生活の安定にもつながると思います。

働く環境の中で、子供が小さいときの時間外保育や低学年の放課後の預かりなどの充実は、職場の環境や人間関係にもよると思いますが、働く親にとって非常に大きなサポートになると思います。

また、ひとり親の家庭のみならず、共働きの家庭においても、子供が 1 人で留守番をするという状況は、起こりえます。核家族化により、子供を預けられる人が身近にいないという家庭もあり、その状況下で精神的、財政的な負荷はとても大きいのではないのでしょうか。あまりに小さい子供の場合、1 人で留守番をさせるということは、虐待と言われる場合もございます。

一般的には、小学 3 年生くらいまでは、1 人で留守番させるのはかわいそうと言われるようですが、未就学児童の 1 人留守番というのも、少なくないと聞きます。万が一の事故があった場合、取り返しがつきませんし、そのような悲しいニュースを見るたびに胸をえぐられる思いがします。

佐川町においては、保育園と、小学校の放課後クラブ、放課後教室などが、このコロナ禍中においても、このような事態が発生しないように、御尽力をいただいていると思います。その中でも、小学校の放課後クラブ、放課後教室における、土日、祝日と長期休暇中の稼働状況、そして学校間での稼働日の差があるかどうか、担当課長にお伺いをいたします。お願いします。

教育次長（廣田春秋君）

岡林議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど御紹介もありました放課後児童クラブ、これは社会小学校で開いておりますけれども、ここについては 3 教室、1 年生用、2 年生用、3 年生用という教室を開設しております、開所時間につきましては平日下校時から 5 時 50 分までということと、あと、第 1

と第3の土曜日に開所をしております。この土曜日については午前9時から午後5時50分までということ。それから夏休み等の長期休暇期間も開所しております、時間も同様に午前9時から午後5時50分ということになっております。お休みは、日曜日とか、年末年始、それから代休などで、失礼しました。学校が閉校する日には、児童クラブも閉所をしておりますということです。

もう1個、放課後の子供教室になりますが、こちら、斗賀野、黒岩、尾川の各地区で開設をしております。開所時間は下校時から午後5時45分までと。こちらについては土曜日の開所はありません。夏休みの長期間の開所ですが、こちらも開所しております、ただ開所時間は午前10時から午後5時45分ということになっております。ただ、早い時間から預かって欲しいという方に対してはそういう対応もしておるといことです。

ですから土曜日、日曜日はお休みということで、年末年始とか、学校が代休で、閉校する日、それから職員の研修等で早めに学校が閉校する日もありますが、その日については閉所するというような対応をとっております。

## 2 番（岡林哲司君）

制度の違いで稼働日に違いがあるということです。では休みの日にその休みの日とか放課後クラブや児童クラブを休みの日に子供を預かっていただける場所というのはありますでしょうか。お願いします。

## 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

日曜日であるとか、休みの日ですね、公的なサービスですね、預けるといところは、佐川町には、なかなかないんですけれども、その代わりと言ってあるんですがファミリーサポートセンターということで、住民同士の支え合いの中での事業があります。そういったところで、一定登録をしていただければですねマッチングして利用できるという制度があります。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

ファミリーサポートセンターという制度があるということです。

佐川町ファミリーサポートセンター事業実施要綱の第2、第12条を見ていきますと、「教育保育施設等における保育の開始まで、子供を預かること。そして、その教育保育施設等の保育の終了後、子供

を預かること。教育保育施設等までの送迎を行うこと。放課後児童クラブ及び放課後子供教室終了後の子供を預かること。冠婚葬祭や、子供の学校行事の際に子供を預かること。買い物等外出の際に子供を預かること。その他、子育て支援のために必要と認める援助活動を行うこと」ということですね、この制度を利用すれば、放課後児童クラブや、保育園が休みのときでも、子供をみていただけるということになっております。

ただこちらについては、有料で1時間当たり600円、年末年始の期間については、1時間当たり700円の利用料がかかるということで、その中でも、ひとり親家庭や非課税世帯の方または、親の介護をしながら育児もしている家庭などについては、半額で利用はできるということです。

このファミリーサポートセンターの制度について、ここ近年の利用状況についてお伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

過去3年間の利用の実績をお答えをさせていただきますが、これは延べの利用数になります。令和元年度が619件、それから令和2年度が775件、令和3年度が942件ということでこれさまざま預かりだけではなくてですね送迎とかも含めて、すべて含めての件数でございます。以上です。

2番（岡林哲司君）

この利用の件数というのは、例えばその1人の児童を1日預かった分を1件、もう1日預かると2件というような、カウントの方法でしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

そのようなカウントになっております。

2番（岡林哲司君）

利用状況について御説明をいただきましたが、この件数ですと、受け入れるサポーターの充実も課題なのかなというように感じます。

コロナ禍中じゃなかったとしても、なかなか人様のお子さんを預かるということは、ハードルが高いように感じます。設備の面も含めて、サポーターになれる条件や必須の講習など、預かるほうでも事故などがないように、必要なことだと思いますが、何とかこの登録者が、預かるほうの登録者が増えるような周知にも、引き続き取

り組んでいただきますようお願いいたします。

住民の方から次のようなお声をいただきました。「放課後教室が研修などの理由で、休みが多すぎる」と、「代替の預かりがないと困る」というものでありましたが、担当課長のお話では、1学期に研修なので、お休みなのは大体1学期に対して1度ぐらいの頻度だと、いうことだそうで、これが多いと感じるか少ないと感じるかは結構主観的な、部分があると思います。

いずれにせよ、ファミリーサポートセンターでは、保育園児も小学生も利用できるようになっているので、どうしてもものときの一定の受け皿になっていただいていると思います。

しかしながら、ナウマンクラブや放課後教室を利用している子供たちを、なかなか、何かあったときに1度にカバーできるような受け入れ人数のキャパシティはないというのが、現実だと思いますし、正規の料金では、8時間、お願いした時に5千円近くなるため、金銭的な理由で利用に踏み切れないという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この事業は、教育委員会と健康福祉課にまたがる事柄のために、担当課の枠を超えて、双方での情報共有し、1人でお留守番をするということで不幸な事故が起きないように、そして、働く親たちが、しっかりとキャリアアップをしていけるような仕組みづくりが必要だと感じております。町としてここに預けて駄目ならここでというような、段階的に使える制度が視覚的にわかる周知の仕方、そしてより使いやすい制度、料金形態への改良が必要だと強く感じますがその点を、担当課長にお伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この子供さんを預けるサービスにつきましては、子育て情報です、一括して佐川町やってます、さくら咲いたネットと、いうふうなサイトがありますけれども、そういったところでは掲載をさせていただいておりますけれども、先ほど、岡林議員さんがおっしゃったような体系的にですね、わかりやすい資料になっているかという、なかなかそこまでいってないというふうに思っております。

健康福祉課が持っている事業と、あと例えば教育委員会が所管しているもの、それから民間のサービス、そういったものをですね、わかりやすい形で保護者の方にお届けするというような、何という

んですかね、表といいますか、そういったものもですね作っていき  
たいというふうに考えております。以上です。

## 2 番（岡林哲司君）

段階的に使えるこの制度が視覚的にわかるというような、表なり、  
その広告物ですね、これをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今ちょっと答弁からも漏れたんですけれども、料金形態の改良に  
についても有料っていうのはやっぱりそれに携わる人がいる以上、必  
要なことだとは思いますが、その金額について働く親がです  
ね、この金額だったら預けて自分は仕事に行くっていうことでキャ  
リアアップができるような、この微妙なこの料金形態っていうもの  
を、また世の中のいろんな給与体系とかですねいろんなこと等を鑑  
みてまた検討いただけたらと思います。

この高知県全体の課題でもあります所得の問題、これによる共働  
きの比率の高さ、そして最初に挙げた離婚率の問題なども関係する  
ため、一概にここだけを改良すれば解決するというような問題では  
ありませんが、今後も情報収集をし、良い提案ができるように努め  
てまいりますので、また、改善ができるように、検討のほうよろし  
くお願いいたします。

それでは、私のほうから最後の質問に移りたいと思います。

午前中に、齋藤議員のほうからも質問がありました、町政地区懇  
談会について質問をさせていただきます。

先ほど午前中の答弁で、町長のほうから引き続き開催をしていき  
たいと、今回のことについては一定の成果があったというようなご  
答弁でした。

周知の仕方について、私は佐川地区と黒岩地区の2地区の懇談会  
に、傍聴に行かせていただきました。最初に、開かれた、先に開かれ  
た、斗賀野地区の懇談会の参加者が少なかったことは、参加をされ  
ていた方から聞いてはありましたが、佐川地区の懇談会の参加者が  
非常に少なく、議員を除けてそして元町職員を除けた場合に残りは  
3人でした。これで地区懇談会としてしっかり声を聞いたというこ  
とには、ちょっとしていただきたくないなというふうに感じました。

ただ、その次参加させていただいた黒岩地区におきましては、全  
部で17名の参加ということで時間の経過とともに地区懇談会って  
いうのが認識されたのかなと思います。これを次回に、向けてぜひ  
改善をしてですね、より多くの方が参加していただけるように、改

善していただけたらと思います。

午前中、齋藤議員への答弁でもありましたが、回覧版や、広報の紙面、そして防災無線の放送、LINEなどで告知を考えているというふうにお聞きをしました。さらにですね、例えば町内の各団体でありますとか、PTAや、保育園の保護者会というところにも、チラシを配るなどの周知をすることでさらに多くの方が参加いただけるのではないかなというふうに感じております。

それと日時的にもまた次回は御考慮いただけるということで、いろいろな世代が参加できるようにしていただけたらと思います。反省点や改善点については午前中齋藤議員の質問での回答がありましたので、そちらのほうと同じということで、させていただきたいと思います。

そして懇談会の形について、今回の席の並びは、一般参加をされている住民の方には少しちょっと話しづらかったのではないかなというふうに感じました。私たち町議会議員は、日ごろより議会の場でこうして、執行部の皆さんと、対面に位置する場所で、意見を交換をさせていただいております。

ただ、今回のように、参加者の人数が少ない場合にですね、ずらりと対面に並んだ執行部の皆さんを前に慣れない方が、なかなかこう、思うことをパッと手を挙げて発言するっていうのはちょっと発言しにくかったのではないかなというふうに思います。

そこで一つ、提案としてはですね、例えば、行政の報告の後にですね、各担当課ごとのグループを作って、意見とか興味があることの情報交換をした上で最終的に今回のような、全体の質問や、意見を、言うてもらうような時間を取るというふうにすれば、もう少し参加者の人数が増えたときも、バランスのとれた情報交換ができると思いますし、個別に意見も言いやすいのではないかなというふうに、思います。

また、せっかくLINEを町は利用されているので、その町政のその懇談会をやる時期にですね、LINEでもそういう意見を集めるというようなことも同時にすれば、よりたくさんの町民の意見が集まるというふうに感じますのでその辺りも、そういうこの点についてどのようにお考えか、担当課長にお伺いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

今回の地区懇談会につきましては、町執行部側が前に座りまして、も住民の方と向かい合った形ということで、特に今日それこそいろいろ御指摘をしていただけてますように、参加者の方がやっぱり少なかったということにより一層そういうふうに、やっぱり感じられた部分が、あったと、いうふうに認識のほうしております。

ですので次回におきましては先ほど岡林議員からいただきましたそういった提案とか、後またそのほかの、この近隣の地区でもいろいろ地区懇談会のほうも開催しております。そういったところをいろいろですねまた研究工夫しながら、次回開催できるように進めていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

次回の懇談会が、より多くの町民が参加し、片岡町長がしっかりと住民の声を聞いてくれるという評価になるように期待をしております。

もちろん、これは議会としても、今後、町民との議会懇談会を開催するということになれば、気をつけなければいけないことだというふうに感じました。それについても、今後、こちらとしても真剣に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、私の今議会での予定をしていた質問をすべて終了いたしました。丁寧なご回答いただきありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、2 番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありましたすべての一般質問を終了します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の会議を9日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午後4時10分